

東北学院大学
経済学論集

[論文]

アダム・スミスの経済思想.....小沼宗一(1)

[研究ノート]

貨幣の本源的概念についての覚書.....泉正樹(15)

2013年3月

(第180号)

東北学院大学学術研究会

東 北 学 院 大 学

經 济 学 論 集

第 180 号

アダム・スミスの経済思想

小 沼 宗 一

目次

- I はじめに
- II 同感の原理
 - 1. 公平な観察者
 - 2. 見えざる手の思想
- III 国富の本質と原因
 - 1. 重商主義批判
 - 2. 分業と節約
- IV 富と徳
 - 1. 慎慮・正義・慈恵
 - 2. 独占精神批判
- V むすび—黄金の夢を捨てよ—

I はじめに

アダム・スミス (Adam Smith, 1723-90) は、1723年スコットランドのカーコーディに生まれ、1790年スコットランドのエディンバラで亡くなった。1707年、スコットランドはイングランドと合邦した。スミスは1737年グラスゴウ大学に入学し、忘れえぬ恩師フランシス・ハチスンから道徳哲学を学んだ。スミスは1740年イングランドのオックスフォード大学に入学する。1745年ジャコバイトの乱が起こる。スミスは1746年カーコーディへ戻った。1748年から3度の冬、スミスはエディンバラにて、修辞学、哲学史および法学の公開講義を行い、好評を博す。スミスは1751年1月母校グラスゴウ大学の論理学教授に就任し、1752年4月道徳哲学の教授となる。スミスは1764年3月に辞任するまでの13年間を、グラスゴウ大学教授として過ごした。スミスは1759年4月『道徳感情論』を出版した。

1759年の夏、『道徳感情論』に感心した政治家チャールズ・タウンゼントがスコットランドにやってきた。タウンゼントはスコットランドの若きバックルー侯の後見人であった。侯爵邸はエディンバラの南郊ダルキースにあった。タウンゼントはスミスをそこに招き、バックルー侯の家庭教師となることを依頼した。タウンゼントは、後に1766年イギリスの大蔵大臣となり、1767年に、植民地貿易を本国が独占するための航海条例を強化し、アメリカ植民地にタウンゼント法と呼ばれる茶の輸入税法を新設するが、その年9月に急死する。

1773年末、東インド会社の茶を積んだ船がボストンに入港したとき、ボストンの急進派は、「代表なしに課税なし」の論理で、船をおそって茶を海へ投げ捨てた。ボストン・ティー・パーティー（ボストンの茶会）である。イギリス本国政府は、東インド会社に滞貨した茶をアメリカ植民地へ持ち込むことにより、会社の窮状を救うと共に、タウンゼント法による税収増加を図った。しかし、植民地側からすれば、東インド会社の茶の輸入は、独占のシンボルとして映り、容認できないものであった（水田, 1997, 114）。

1764年、スミスはグラスゴウ大学を辞任し、バックルー侯の大陸旅行（grand tour）の家庭教師として、フランスへ出発した。一行は1766年11月にロンドンに帰ってきた。スミスは約半年ロンドンに滞在して、翌1767年5月に故郷カーコーディへ帰る。以後スミスは『国富論』の執筆に専念して、1776年に初版を出版する。

スミスが生きた18世紀のイギリス（連合王国）は、名誉革命（1688年）後の「固有の重商主義」の段階である。スミスの経済思想は、英仏七年戦争（1756-63年）、アメリカ独立戦争（1775-83年）という時代背景の中で形成された。スミスは3つの革命を経験した。イギリス産業革命（1760年代-1830年代）、アメリカ革命=独立（1776年）、フランス革命（1789年）である。

スミスは、『国富論』（初版1776年、第5版1789年）において、輸入制限と輸出奨励という重商主義政策を批判した（『国富論』をWNと略記する）。重商主義政策とは、農業よりも外国貿易や製造業を優先する政策である。スミスによれば、資本投下の自然的順序は、農業→製造業→国内商業→外国貿易である。スミスは、重商主義体制を批判し、その撤廃後に、「正義の法を侵さない限り」、各人の利己的な行為は、意図せずして社会全体の幸福を増進するという「自然的自由の体制」を志向した。「正義の法を侵さない限り」とはどういう意味であろうか。

まず、スミスの『道徳感情論』（初版1759年、第6版1790年）における同感の原理について検討する（『道徳感情論』をTMSと略記する）。次に、『国富論』における国富の本質と原因について考察し、その上で、スミスにおける「富と徳」両立論の現代的意義について考えてみたい。

II 同感の原理

1. 公平な観察者

スミスは『道徳感情論』において、社会における諸個人を考察の対象とした。人間には、利己心と利他心が両方備わっている。「人間がどんなに利己的なものと想定されうるにしても、明らかに彼の本性の中には、何らかの原理があって、それは、彼に他の人々の運不運に関心を持たせ、彼らの幸福を、それを見る喜びの他には何も、彼はそれから引き出せないのに、彼にとって必要なものたらしめるのである」（TMS, 9. 訳5）。

社会における個人は、他者との関係において、ある場合には行為者であるが、同時に他の場合には他者の行為の動機や結果を道徳的に判断する観察者である。社会における諸個人は、行為者であると同時に観察者である。スミスは、われわれが社会において他者の行為を道徳的に判断す

る場合の原理に関して次のようにいう。

観察者が、行為者ないし主要当事者の行為の動機や結果に対して、「想像上の立場の交換 (imaginary change of situation)」(TMS, P.21. 訳27)を行うことによって、同感 (sympathy) が成立する。観察者が想像力によって行為者の立場に移入することにより、行為者の動機と感情についていく場合に、行為者の動機と感情は、観察者によって道徳的に適宜性を得たものとして是認される。

観察者には、行為者と利害関係のない、見ず知らずの冷静で客観的な立場が要請される。行為者でも現実の観察者でもない第三者の立場を「公平な観察者 (impartial spectator)」(TMS, 24. 訳31)という。同感の原理は、道徳的判断を可能にする諸個人間の相互交通の原理である。

社会的分業が発達した社会では、各人は道徳的に是認されなければ、社会の中で生きていくことはできない。行為者は、「公平な観察者」の判断を意識して、強烈な利己心を自己規制 (self-command) するようになる。観察者も、行為者の動機と感情についていこうとして感情を高めるであろう。行為者と観察者との感情の歩み寄りによって、両者の感情が一致した時に、同感が成立する。スミスにおいて同感とは、「想像上の立場の交換」によって、「公平な観察者」の是認が得られる場合に成立する。

「公平な観察者」の立場は、日常生活の場面で、行為者と観察者との間で、道徳的適性に関する相互的・想像的同感が繰り返されることによって、経験的に形成される。「公平な観察者」がついていける行為とは、その行為者の動機や感情が、中庸をえている場合である。スミスは、道徳的判断の根拠を、理性にではなくて、道徳感情の中に求めたのである。

2. 見えざる手の思想

スミスは、「公平な観察者」の同感が得られるような、各人の利己的な行為は、意図せずして社会全体の国富増大と幸福をもたらすという考え方を、見えざる手 (an invisible hand) と表現した (TMS, 184. 訳281. WN, 456. 訳II, 120)。社会的分業が発達した社会では、人間は社会の中でしか生きることができない存在である。社会における個人は、相互に援助を必要としているが、相互に侵害にさらされている。各人は、その生存に必要な他者の生産物を交換によって得る (TMS, pp.85-86. 訳134)。社会における個人は、自分自身の利益のために経済行為を行う。

スミスはいう。「われわれが自分たちの状態の改善と呼ぶ人生の大目的によって、意図する諸利益は何であろうか。観察されること、注目されること、同感と好意と明確な是認とをもって注目されること、われわれがそれから引き出すことを意図し得る、有利な点のすべてである」(TMS, 50. 訳73)。

社会における個人が経済的競争や勤労によって意図する利益とは、他者から同感と好意と是認とをもって注目されることである。各人は他者から注目されたいと願って、富を獲得するのである。富を獲得すれば他者の注目を集めることができる、とスミスはいう。「人類が、われわれの悲哀に対してよりも歡喜に対して、全面的に同感する傾向をもってしているために、われわれは自分

の富裕をみせびらかし、貧乏を隠すのである」(TMS, 52. 訳72)。「富裕な人びとおよび勢力のある人びとの、すべての情念についていくという、人類のこの性向の上に、諸身分の区別と社会の秩序とが、築かれるのである」(TMS, 52. 訳76)。

人間には、他者の悲哀に対してよりも歓喜に対する方が同感しやすいという性向があるために、貧者に対してよりも富者に対してわれわれは注目するのである。富裕な人びとの情念に同感しやすいという人間の性向によって、諸身分の区別と社会秩序の形成とが説明されている。社会の秩序は、智慧や徳にではなく、財産の違いに基づいて形成される、とスミスはいう。「自然は賢明に、諸身分の区別、すなわち社会の平和と秩序が、目に見えず、しばしば不確実な、智慧と徳性の違いに依存するよりも、出生と財産という明白な違いに依存する方が、安全であろうと判断した」(TMS, 226. 訳460)。

人間を経済的競争や勤労に駆り立てる動機は、社会において他者に是認され注目されることである。スミスによれば、社会において人間が他者から注目され尊敬されるためには二つの道がある。一つは、智慧の研究と徳の実践による、慎慮、正義、不動、節制という「徳への道」である。もう一つは、財産を増やして上流の地位を獲得することによる「富への道」である(TMS, 62. 訳95)。二つの道は、中流・下流の人びとにとっては、幸いにも、一致する。ただし、二つの道が一致するのは、①中流・下流の人びとが、獲得することを期待しても妥当であるような財産を追求する場合であって、かつ②かなり規則正しい行動がなされる場合に限られる(TMS, 63. 訳96-97)。

スミスは、「この羨望される境遇に到達するために、財産への志願者たちはあまりにもしばしば、徳への道を放棄する」と指摘する。また、「多くの政府において、最高の地位への志願者たちは、法律を越える」(TMS, 64. 訳98) ことがあると指摘する。富裕な人びとを崇拜し、貧しい人びとを軽蔑するという人間性向から、諸身分の区別と社会秩序の形成とを説明する一方で、スミスは、こうした人間性向が道徳的な腐敗・墮落の原因となることにも気付いていた(TMS, 61. 訳95)。

スミスにおいて、社会的分業が十分に発達するようになると、人間は社会の中でしか生きることができない。人間には、他者から同感をもって注目されたいという感情があり、これが動機となって各人は利己的な経済行為を営む。人間には、貧者に対してよりも富者に対して同感しやすい、という性向がある。このため、財産所有者になれば他者から尊敬され注目される、という可能性が高まる。中流・下流の人びとの場合、「富への道」は、一定の条件の下で、「徳への道」と一致する。

スミスによれば、本来、富を獲得するという経済行為は、人間が幸福になるための、ひとつの手段にすぎない。幸福(happiness)について、スミスは次のようにいう。

「健康で負債がなく、良心にやましいところのない人の、幸福に対して、何を付け加えることができようか」(TMS, 45. 訳65)。「幸福は、平静と享楽にある。平静なしには享楽はありえないし、完全な平静があるところには、どんなものごとでも、それを楽しむことができないというようなものごとは、めったにないのである」(TMS, 149. 訳261-262)。

ところが、社会の中で生活する個人にとっては、自らの境遇が他者の目にどのように映るか、ということが大きな関心事となる。そのため、富の獲得という、本来は手段であったものが、いつの間にか目的化されてしまう傾向がある。手段が目的化される過程を、スミスは「自然の欺瞞」と呼んでいる。

「自然がこのようにわれわれをだますのは、いいことである。人類の勤労をかき立て、継続的に運動させておくのは、この欺瞞である。最初に彼らを促して土地を耕作させ、家屋を建築させ、都市と公共社会を建設させ、人間生活を高貴で美しいものとするすべての科学と技術を発明させたのはこれなのであって、地球の全表面を全く変化させ、自然のままの荒れた森を快適で肥沃な平原に転化させ、人跡未踏で不毛の大洋を、生活資料の新しい資源とし、地上のさまざまな国民への交通の大きな公道としたのは、これなのである」(TMS, 183-184, 訳280)。

社会における個人は、自分の生活をもっとよくしたいと願って、富を増加しようとする。富獲得の主観的意図は、他者から注目され賞賛されたい、ということである。しかし、その客観的帰結は、国富増進である、とスミスは説明したのである。「公平な観察者」の同感が得られる限り、各人の利己的な行為は国富を増進させるという「見えざる手」の思想は、スミス経済思想の特質のひとつである。

Ⅲ 国富の本質と原因

1. 重商主義批判

スミス『国富論』初版の出版は、アメリカ植民地がイギリス本国からの独立を宣言した1776年である。『国富論』の課題は、国富の本質と原因に関する探究である。当時のイギリスは、名誉革命(1688年)後の「固有の重商主義」の時代である。「固有の重商主義」の政策は、①製造業と共に農業も保護された連帯保護制度、②アメリカ植民地に代表される旧植民地制度、③近代的租税・国債制度、という3つであった。

重商主義体制においては、国富増大のために海外市場は不可欠なものとなされ、可能ならば平和的に、しかし必要ならば武力を用いて、海外植民地が拡張されていった。重商主義の思想とは国富＝貨幣観であり、重商主義の理論とは貿易差額説であり、重商主義の政策とは輸入制限と輸出奨励であった。

こうした思想状況の中で、スミスは、真の国富とは何か、国富増大の原因は何か、これを問い直そうとした。スミスは、『国富論』第4編第1章において、重商主義の思想としての国富＝貨幣観を批判した。「富とは貨幣すなわち金銀のことだという考え方は、貨幣が、商業の用具として、ならびに価値の尺度として、二重の機能をもつことから、自然に生じた通俗の見解である」(WN, 429, 訳Ⅱ76)。

国富＝貨幣観という重商主義の思想は、国内の貨幣量増大のためには貿易差額の増大を図るべきであるという、貿易差額説の基礎であった。貿易差額説からは、輸入制限と輸出奨励という重

商主義の政策が導出された。

重要主義の思想とは国富=貨幣観であり、重商主義の理論とは貿易差額説であり、重商主義の政策とは輸入制限と輸出奨励であった。

これに対して、スミスは次のようにいう。「国民の年々の労働は、その国民が年々消費する生活の必需品と便益品のすべてを本来的に供給する源であって、この必需品と便益品は、つねに、労働の直接の生産物であるか、またはその生産物によって他の国民から購入したものである」(WN, 10. 訳 I, 1)。スミスによれば、真の国富とは、国民の年々の労働の生産物である。輸出奨励や輸入制限によって貿易差額を増大させようとする貿易統制は、不必要な政策である。政府による貿易統制は、真の国富増大にとって有害であるとされた。

スミスの思想とは国富=消費財の低廉・豊富であり、スミスの理論とは国際分業論と「節約の美德」論であり、スミスの政策とは自由貿易であった。

『国富論』においてスミスが示した、国富増大の直接的原因は、社会的分業と「節約の美德」であり、国富増大の根本的原因は「トレードの自由」である。

2. 分業と節約

『国富論』における国富増大のキーワードは、分業 (division of labour) と節約 (parsimony) である。スミスにおいて、国富増大の直接的原因は、①社会的分業の発達と、②農村のジェントルマンたちの「節約の美德」の回復という2つである。社会的分業が発達すれば生産力が増進し、節約=資本蓄積によって生産的労働の割合が増大すれば、国富が増大する。国民の年々の労働の生産物 (=国富)、すなわち消費財の低廉・豊富は、貿易統制によってではなく、分業と節約によって実現するとされた。

スミスによれば、よく統治された社会では、社会の最下層にまで広く富裕がゆきわたるのであるが、社会の富裕の原因は社会的分業である。ところで、そうした社会的分業の発達は、国内と海外の市場の大きさによって制限される。植民地貿易には、国際分業の発達にとって不可欠な、海外市場を提供するというプラスの経済的効果がある。問題は、植民地貿易の独占であった。植民地貿易の独占の問題点は2つある。第1に、植民地貿易の独占は、貿易の自由が許された場合に比べ、市場を制限することにより、本国の社会的分業の発達を阻止する、第2に、植民地貿易の独占は、中継貿易部門に高利潤率をもたらし、特権的な貿易商人の生活ぶりを浪費的にするが、その影響により、農村のジェントルマンたちの「節約の美德」が破壊されてしまう。

社会的分業と「節約の美德」は、スミスにおいては、人間本性にかなっており、自然的なものであると考えられていた。

まず、社会的分業に関して、スミスは『国富論』第1編第2章「分業を引き起こす原理について」の中で、次のようにいう。「人はだれでも、自分自身の労働の生産物のうち自分の消費を超える余剰部分を、他人の労働の生産物のうち彼が必要とする部分と交換することができるという確実性によって、特定の職業に専念するように促される」(WN, 28. 訳 I, 28)。スミスによれば、

分業は人間本性上の交換性向から生じる。その交換性向は利己心によって刺激されて、職業分化を引き起こすのである。

分業と市場の関係について、スミスは、『国富論』第1編第3章「分業は市場の大きさによって制限される」の中で、次のようにいう。「市場がごく小さい場合には、どんな人も、1つの仕事 (one employment) にだけ専念する気持ちにはとてもなれない」(WN, 31. 訳 I, 31)。職業分化と産業間分業、すなわち社会的分業の発達のためには、大きな市場が必要である、というのである。

スミスは、『国富論』第3編第1章「富裕になる自然の進路について」の中で、次のようにいう。「都市は農村の余剰生産物に対して、つまり、耕作者の生活維持を超える余剰分に対して、市場を提供する」(WN, 376. 訳 II, 4)。都市と農村との間の分業、すなわち製造業と農業という産業間分業についても、両者の利得は相互的である、とスミスは考えている。

スミスは、『国富論』第4編第3章「貿易差額が自国に不利と思われる諸国から輸入されるほとんどあらゆる種類の財貨に対する特別の制限について」の中で、次のようにいう。「隣国が富んでいるということは、戦争や政略の上からは恐るべきものだとしても、貿易上は確かに有利なことである」(WN, 494. 訳 II, 186)。ここでスミスは、国際分業論を理論的基礎として、自由貿易論を主張したのである。

次に、「節約の美德」に関して、スミスは『国富論』第2編第3章「資本の蓄積について、すなわち、生産的労働と不生産的労働について」の中で、次のようにいう。

「資本は節約によって増加し、浪費と不始末によって減少する」(WN, 337. 訳 I, 528)。

「節約は、生産的労働の維持にあてられる基金を増加させることによって、その労働が投下される対象の価値を増加させる労働者の数を増やすものである。したがって節約は、その国の土地と労働の年々の生産物の交換価値を増加させる傾向がある。それは、勤労の追加量を活動させ、その追加量が年々の生産物に追加的価値を与えるのである」(WN, 337. 訳 I, 529)。

「大国が、私的な浪費や不始末によって貧乏になるようなことは決してないが、公的な浪費や不始末によってそうなることは時々ある」(WN, 342. 訳 I, 535)。

「ある国の土地と労働の年々の生産物はその価値を増加するには、その国の生産的労働者の数を増やすか、これまで用いられていた生産的労働者の生産力を高めるか、そのどちらかによる以外には方法がない」(WN, 343. 訳 I, 536)。

「節約 (frugality) は、公共社会の資本を増加させ、浪費はそれを減少させる」(WN, 337. 訳 I, 542)。

また、スミスは次のようにいう。「浪費についていうなら、支出を促すのは、たったいま楽しみたいたいという衝動 (passion) である (With regard to profusion, the principle, which prompts to expence, is the passion for present enjoyment)。この衝動はときにはきわめて激しくなり、抑えるのが難しくなるが、普通は一時的だし、ときおりしか起こらない。これに対して、貯蓄を促すのは、生活をもっとよくしたいという欲求である (But the principle which prompts to save, is the desire of bettering our condition)。この欲求は一般に冷静で落ちついたものだが、

母親の胎内にいるときに生まれ、墓場に入るまで決してなくなるならない。胎内から墓場までの全期間に、自分の生活に完全に満足して、変化や改善は何も望まなくなる瞬間はおそらくないのが普通だろう。生活をもっとよくしたいと思うとき、大部分の人が考え望む手段は、富 (fortune) を増やすことである。これが、最も普通だし、すぐに思いつく手段である。そして、富を増やすために最もよく使われるとみられるのが、年々の通常の収入から、あるいは特別の機会に得られた収入から、一部を貯蓄して蓄積していく方法である。したがって、支出を促す衝動は、ほとんどの人にとってはときおり、一部の人にとってはほぼいつも、抑えきれなくなるものだが、大部分の人にとっては人生の全体を通して平均すれば、節約しようという欲求 (the principle of frugality) の方が強いし、それも圧倒的に強いとみられる」(WN, 341-342. 訳 I, 534-535. 山岡訳上349-350.)。

このように、スミスにおいては、「節約の美德」は、人間本性にかなっており、自然的なものである。ところが、植民地貿易の独占があると、市場は制限されて、社会的分業は十分に発達することができない。生まれながら備わっている「節約の美德」も、植民地貿易の独占による高利潤率のために、破壊されてしまう。

『国富論』では、人間本性上の交換性向が、利己心によって刺激されて社会的分業を引き起こす。しかし、いかなる社会においても各人の利己心が自ずと社会的分業の発達をもたらすわけではない。むしろ、特定の貿易商人に排他的特権が与えられている特権的社会においては、特権者の利己心は、社会的分業の発達にとって悪影響を及ぼす、というのがスミスの考え方であった。

スミスは、重商主義体制を撤廃して、特権や制限のない「自然的自由の体制」の成立を志向した。『国富論』における「見えざる手」の思想は、ヴィジョンとしての「自然的自由の体制」を想定した上で展開されていた。

このように、スミスにおける国富増大の直接的原因は、社会的分業と「節約の美德」である。しかし、社会的分業の発達と「節約の美德」の実現を保障するものは、「正義の法を侵さない限り」において、「自分の問題を自分のやり方 (their own way) で処理することの自由 (liberty)」(WN, 572. 訳 II, 313) である。スミスにおける国富増大の根本的原因は、トレードの自由 (liberty of trade) であった。国富増大の根本的原因はトレードの自由である、という自由主義の考え方は、スミス経済思想の特質のひとつである。

IV 富と徳

1. 慎慮・正義・慈恵

スミスは富と徳との関係について、どのように考えていたのであろうか。

1755年に作成し、自らが属するクラブに提出したといわれる「55年文書」の中で、スミスは次のように述べていた(田中, 2009, 57)。「国家を最低の野蛮状態から最高度の富裕に導くのに、平和と軽い税と正義の寛大な執行以外のものは、ほとんど必要ない。他の一切は、事物の自然の

行程 (natural course of things) によってもたらされるからである」(D.ステュアート1984, 福鎌訳78)。ここには、政府の役割は、①平和を維持して、②がまんでできる軽い税を課して、③正義(司法)を寛大に執行する、という3つだけであるとの、エディンバラ講義以来の「不変の主題」が提示されている(水田, 1997, 34)。

『国富論』第4編第9章では、政府の役割は、①平和のための国防、②正義のための司法、③学校教育や道路・港湾整備といったある種の公共事業を維持するための軽い税の徴収、という3つであるとされた(WN, 687. 訳II, 511)。

ここでは、慎慮 (prudence)、正義 (justice)、慈恵 (beneficence) という、『道徳感情論』における3つの基本的な徳について考えてみたい。スミスは、人間の行為と性格を、2つの側面から考察している(TMS, 212. 訳443)。一つは、自分自身の幸福に作用する場合であり、ここから慎慮の徳が生まれる。もう一つは、他人の幸福に作用する場合である。後者はさらに次の2つの場合に分けられる。まず、他人の幸福に対して害を与えないようにわれわれを抑制するところに正義の徳が生まれる。一方、他人の幸福を促進するようにわれわれを促すものとして慈恵の徳が生まれる。慎慮は利己的な意向によって勧告されるのに対して、正義と慈恵は利他的な意向によって勧告される。

慎慮について、スミスは次のようにいう。「身体を維持し健康な状態に置くことは、自然が最初に各人の配慮を求めている諸対象だと思われる」(TMS, 212. 訳444)。「慎慮ある人は、公平な観察者および公平な観察者の代理人である胸中の人 (the man within the breast) の、完全な是認によって支持されると共に報償される」(TMS, 215. 訳447)。このように、慎慮の徳は、自分自身の安全を保障するために積極的に行為することである。慎慮ある人は、自分に課された義務以外の業務には介入しないし、党派的争論には加わらない。

正義と慈恵について、スミスは次のようにいう。「慈恵は正義よりも、社会の存立にとって不可欠ではない。社会は慈恵なしにも、最も気持ちがいい状態においてではないとはいえ存立しうる。しかし、不正義の横行はまったく社会を破壊するにちがいない」(TMS, 86. 訳135)。「慈恵は、建物を美しくする装飾品であって建物を支える土台ではなく、したがって慈恵は勧められれば十分であり、決して強制する必要はない。それに対して正義は、大建築の全体を支える大黒柱である」(TMS, 86. 訳135)。正義を侵すものは、憤慨の対象となって処罰される。正義の目的は、人間の生命、財産、権利を守ることである。慈恵は強制できないものであるから、感謝の対象となる。慈恵は積極的な徳であり、正義は消極的な徳である。慈恵が社会の装飾品であるのに対して、正義は、社会の大黒柱であり、文法の諸規則に例えられていた(TMS, 176. 訳230)。

スミスは、慎慮、正義、慈恵という基本的な3つの徳を統括する徳として、自己規制を重視している。「最も完全な自己規制によって支えられていないならば、必ずしも常に彼を、自分の義務を果たしうるようにはしないであろう」(TMS, 237. 訳473)。人間は、自分の友人の前にいる時と、単なる知人の前にいる時と、まったく見知らぬ人びとの前にいる時とでは、自己規制の程度が異なる。見知らぬ人々に対する時が、最も強い自己規制が必要とされる。スミスは、見知ら

ぬ人々の同感が得られるように、行為や感情を自己規制することを勧めている。スミスは、慎慮、正義、慈恵という3つの徳を、同感の原理によって説明した。

さて、スミスは、中流・下流の人々を構成メンバーとする「自然的自由の体制」を想定した上で、「富と徳」とが両立する可能性を志向した。中流・下流の人々は、社会の中で勤勉に努力しなければ、他者の是認を得ることができない。中流・下流の人々は、他者から称賛されるために、勤勉に労働して、正直に交換せざるをえない。中流・下流の人々の場合、富を獲得するという経済行為は、幸いにも、正直・勤勉・節約という徳の形成と一致する。スミスの「富と徳」両立論は、中流・下流の人々から構成される社会を想定した上で展開されていた、ということができる。

中流・下流の人々では、他人の生命・財産・権利を侵害しない限り、富を獲得する経済行為は、自ずと徳の形成をもたらす。『国富論』における「正義の法を侵さない限り」とは、『道徳感情論』における「公平な観察者」の同感が得られる限りという意味であり、フェア・プレー（TMS, 83. 訳131）の精神に反しない限り、ということの意味していた。

2. 独占精神批判

『国富論』においてスミスは、植民地貿易の排他的独占による高利潤が「節約の美德」を破壊するとして、重商主義の独占精神を批判した。スミスは、東インド会社の特権的な貿易商人たちが、その地位を濫用している点を批判した。スミスは、東インド会社の独占的な貿易商人たちの道徳的な腐敗・墮落の問題を、人柄の問題としてではなく、独占的な制度の問題として理解した。スミスは次のようにいう。

「私は、東インド会社の使用人たち一般の人格に何らかの忌わしい非難をあげせるつもりは毛頭ないし、まして、特定の人物について、その人柄を問題にしようとしているのではない。私がむしろ非難したいのは、その植民地統治の制度なのであり、使用人たちが置かれているその地位であって、そこで行動した人々の人柄ではない。彼らは、自分たちの地位がおのずからに促すままに行動しただけのことであり、声を大にして彼らを非難した人々といえども、いったんその地位に置かれれば、今の使用人よりも好ましく行動はしなかったであろう」（WN, 641. 訳Ⅱ, 431-432）。

重商主義的な規制や特権のある社会では、特権者の利己心は社会に悪をもたらす。それに対して、規制や特権のない「自然的自由の体制」においては、各人の富獲得という経済活動は、意図せずして徳の形成をもたらす、というのがスミスの考え方であった。

「自然的自由の体制」とは、規制や特権のない社会であって、中流・下流の人々の構成比率が、可能な限り高い社会である。中流・下流の人々の場合、幸いにも、富を獲得する経済行為は、正直・勤勉・節約という徳の形成と一致する。スミスが志向した「自然的自由の体制」とは、「富と徳」とが両立するような、独占や特権がなく、市場が競争的に維持されるような社会であった。

スミス経済思想の特質のひとつは、独占的な制度を批判する視点を示唆している点にある。現代において、道徳的な腐敗・墮落のない社会を構築しようとする場合、重商主義的な規制や特権

を批判するという視点が必要である。独占的な制度を批判するという視点の中に、スミス経済思想の現代的意義を見出すことができる。

V むすび—黄金の夢を捨てよ—

18世紀のイギリスは、「固有の重商主義」の段階にあった。イギリスは七年戦争（1756-63年）において海軍力でフランス艦隊を破り、北アメリカとカナダ、西インド諸島を中心とする植民地帝国を確立していた（今井編, 1990, 第9章, 328）。スミスが『国富論』を出版した1776年に、植民地アメリカはイギリスからの独立を宣言した。イギリスは、アメリカ植民地貿易の独占を維持したままで、「富と徳」の両立を実現することが可能であろうか。

「富と徳」との関係に関するスミスの考え方は、『道徳感情論』（初版1759年, 第6版1790年）と『国富論』（初版1776年, 第5版1789年）に示されていた。国富とは、貨幣ではなくて、国民の年々の労働の生産物である。道徳とは、社会を作って生きていく人間の、行為の規則である。中流・下流の人々の場合、幸いにも、富を獲得しようとする経済行為は、正直・勤勉・節約という徳の形成と一致する。これが、スミスの「富と徳」両立論であった。

スミスは、重商主義的な規制や特権を厳しく批判した。重商主義という独占体制を維持する限り、「富と徳」との両立は不可能であるという、スミスの歴史認識による判断があった。スミスは、重商主義体制を批判して、「自然的自由の体制」を志向した。「自然的自由の体制」とは、国富の増大過程において、道徳的な腐敗・墮落が発生しないような社会であるとされた。

『国富論』第4編第9章において、スミスは次のように述べていた。「特惠あるいは制限を行う一切の制度が、こうして完全に撤廃されれば、簡明な自然的自由の体制がおのずから出来上がってくる。そうなれば、各人は正義の法（the laws of justice）を侵さない限りは、完全に自由に自分がやりたいようにして自分の利益を追求し、自分の勤労と資本をもって、他の誰とでも、他のどの階級とでも、競争することができる」（WN, 687. 訳Ⅱ, 511）。

18世紀のスコットランドの思想家たちは、スコットランド啓蒙＝スコットランドの「道徳的・経済的改良」を共通の主題とし、その実現を妨げる封建遺制と、それと癒着したイギリス「固有の重商主義」の規制や特権を打破し克服することを意図していた。「富と徳」の両立可能な「自然的自由の体制」を構想することが、スミス経済思想の基本問題であった。

スミスは『国富論』最終章、第5編第3章「政府債務」（Of public Debts）において、イギリスはアメリカ植民地から手を引いて、思い切った経費節減を断行すべきであるとして、次のように述べている。

「植民地貿易独占の効果についていうなら、第4編第7章〈植民地〉で示したように、国民の大部分にとっては利益になるどころか、損失になるだけである。イギリスの支配者は、この黄金の夢（this golden dream）、自分たちも酔い、国民を酔わせてもきた黄金の夢を実現してみせるか、そうでなければ、まずは自分たちが夢から覚め、国民にも覚めるように促すべきである。計画が

達成できないのなら、計画そのものを捨てよ」(WN, 947. 訳Ⅲ, 439. 山岡訳, 下548)。

イギリスは、アメリカ植民地貿易を独占したままでは、「富と徳」を両立させることはできない。「富と徳」が両立するような、豊かな国を実現させるために、今、イギリスは、アメリカ植民地貿易の独占から手を引く決断をする時である。イギリスが植民地貿易の独占制度を、自ら進んで放棄することを決断すれば、「正義の法を侵さない限り」、自由貿易によって、両国とも、豊かな国づくりができるであろう、とスミスは考えた。

さて、今日われわれは、人類史的な危機的状況の中に生きている。現代社会が直面する諸問題は複雑であり、その原因も複合的である。「何が問題か」を明らかにすることは、「何が必要か」を論じるために、不可欠な知的作業である。その場合、独占的な制度の問題を検討することなしには、現代社会が直面する諸問題を解明することは困難である。スミス経済思想を学ぶことの現代的意義は、独占精神批判という視点の中に見出すことができる。

[参考文献]

Smith, A. 1759 *The Theory of Moral Sentiments*, Oxford, 1976. 水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房, 1973年, (TMSと略記)。

Smith, A. 1776 *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Oxford, 1976. 大河内一男監訳『国富論』I-III, 中央公論社, 1976年, (WNと略記)。

A. スミス, 2007『国富論一国の豊かさの本質と原因についての研究』上・下, 山岡洋一訳, 日本経済新聞出版社。

A. スミス, 2012『法学講義1762-1763』水田洋・篠原久・只腰親和・前田俊文訳, 名古屋大学出版会。

J. スチュアート, 1998, 1993『経済の原理』(全2冊), 小林昇監訳・竹本洋他訳, 名古屋大学出版会。

D. ヒューム, 2011『道徳・政治・文学論集(完訳版)』田中敏弘訳, 名古屋大学出版会。

A.S. スキナー, 1981『アダム・スミスの社会科学体系』田中敏弘ほか訳, 未来社。

D. スチュアート, 1984『アダム・スミスの生涯と著作』福鎌忠恕訳, 御茶の水書房。

S. ホランダー, 1976『アダム・スミスの経済学』小林昇監訳, 東洋経済新報社。

I. ホント= M. イグナティエフ編, 1990『富と徳』水田洋・杉山忠平監訳, 未来社。

I. ホント, 2009『貿易の嫉妬』田中秀夫監訳, 昭和堂。

D.D. ラフィル, 2009『アダム・スミスの道徳哲学』生越利昭・松本哲人訳, 昭和堂。

稲村 勲, 2003『「国富論」体系再考』御茶の水書房。

今井宏編, 1990『イギリス史第2巻(近世)』世界歴史大系, 山川出版社。

遠藤和朗, 2012『マルサスとスミス』多賀出版。

大森郁夫, 1996『スチュアートとスミス』ミネルヴァ書房。

小沼宗一, 2007『増補版 イギリス経済思想史』創成社。

喜多見洋・水田 健編著, 2012『経済学史』ミネルヴァ書房。

小林 昇, 1994『最初の経済学体系』名古屋大学出版会。

小林 昇, 1977『増補 国富論体系の成立』未来社(『小林昇経済学史著作集I』1976年)。

- 小峰 敦編, 2011『経済思想のなかの貧困・福祉』ミネルヴァ書房。
- 小柳公洋, 1981『国富論体系の歴史と理論』ミネルヴァ書房。
- 鈴木信雄, 2005「アダム・スミス」鈴木信雄編『経済学の古典的世界1』日本経済評論社。
- 竹本 洋, 2005『「国富論」を読む』名古屋大学出版会。
- 田中正司, 2009『増補版 アダム・スミスと現代』御茶の水書房。
- 田中秀夫, 2002『原点探訪 アダム・スミスの足跡』法律文化社。
- 堂目卓生, 2008『アダム・スミス』中公新書。
- 堂目卓生, 2012「社会, 市場, および政府」経済学史学会・井上・栗田・田村・堂目・新村・若田部編『古典から読み解く経済思想史』ミネルヴァ書房。
- 永井義雄, 2000『自由と調和を求めて』ミネルヴァ書房。
- 永井義雄, 2003『ベンサム』(イギリス思想叢書7) 研究社。
- 中川栄治, 2010『「アダム・スミス価値尺度論」欧米文献の分析 (上)』晃洋書房。
- 新村 聡, 1994『経済学の成立』御茶の水書房。
- 新村 聡, 2011「アダム・スミスにおける貧困と福祉の思想」小峰敦編著『経済思想のなかの貧困・福祉』ミネルヴァ書房。
- 羽鳥卓也, 1990『「国富論」の研究』未来社。
- 船越経三, 1973『アダム・スミスの世界』東洋経済新報社。
- 星野彰男, 2010『アダム・スミスの経済理論』関東学院大学出版会。
- 丸山 徹, 2011『アダム・スミス「国富論」を読む』岩波書店。
- 水田 洋, 1997『アダム・スミス』講談社学術文庫。
- 水田 洋, 2009『アダム・スミス論集』ミネルヴァ書房。
- 山崎 怜, 2005『アダム・スミス』(イギリス思想叢書6) 研究社。
- 山下重一, 1997『ジェイムズ・ミル』(イギリス思想叢書8) 研究社。
- 渡辺恵一, 2008「<立法者の科学>としての経済学」田中秀夫編著『啓蒙のエピステーメーと経済学の生誕』京都大学学術出版会。
- 和田重司, 1978『アダム・スミスの政治経済学』ミネルヴァ書房。
- 和田重司, 2010『資本主義観の経済思想史』中央大学出版部。

【研究ノート】

貨幣の本源的概念についての覚書

泉 正 樹

問題関心

Wray [2012] “Introduction” を読む—貨幣起源論の方法に注目して—

比較方法論 comparative methodology に基づく貨幣起源論の提唱

計算貨幣と貨幣表示される資産

ケインズによる「貨幣の分類」

レイの貨幣起源論

本来の貨幣 *money proper* をめぐって

「私的な債務」と「国家の負う債務」

ケインズの「分類」における不換銀行券の位置

課題

問題関心

不換制下の信用貨幣を、マルクス経済学原理論はどのように捉えうるだろうか。日本では、1950年代半ばから1960年代にかけて活発に議論された「不換銀行券論争」の中で、不換銀行券の本質は国家紙幣に転化してしまうと捉えるべきなのか、それとも、その運動法則からすれば依然として信用貨幣として捉えるべきなのかが問われた。

金貨幣（物品貨幣）に基づいて信用論を構成し、兌換銀行券を導出する貨幣・信用論の組み立てからすれば、不換銀行券を信用貨幣と捉えることは論理の一貫性を欠くこととなり、【原理的】に承服しかねる。その意味において、「不換銀行券＝国家紙幣説」からなされた「不換銀行券＝信用貨幣説」への批判は的を射ていたと考える。

だからといって、「国家紙幣説」によれば不換銀行券を把握できるかといえばそうともいえず、原理的に承服しかねる難点のあることがこれまでに指摘されている。流通手段としての機能は象徴貨幣で代理できると国家紙幣を導くマルクスは、その根拠として、磨滅／商品流通を媒介する一時性／最低流通必要量といった諸要因を挙げた。しかし原理的には、磨滅した鑄貨は磨滅した実質で通用するよりほかないのではないか？ 媒介の一時性は、その媒介物が「無価値」であってよいことの積極的な理由にならないのではないか？ 商品流通に必要な最低限の流通手段量を前もって知ることはできないのではないか？ といった指摘がなされ、国家紙幣へと連なるマルクスの議論は原理的に封じられることとなる（山口 [1963]）。さらに、「代理はどんなに抽象化

し象徴に昇華し、口頭の契約となって、素材として本体とどんなに離れようと、本体の代理であることに変わりはない」(小幡 [2006] 8頁) ののであれば、国家紙幣といわれるものの、その流通手段としての機能は、本体との兌換が支えていると考えざるをえないのではないか(山口[1963])。さらにもう一步踏み込んで、「商品経済的に説明可能な貨幣は商品貨幣であり、それは不換銀行券までカバーする。不換銀行券もまた一種の商品貨幣だが、フィアット・マネーはこれとは峻別すべき存在である。かりにそれらしきものが存在するとすれば、それはどこかに商品貨幣の契機を取り込んでいることになる」(小幡 [2008] 89頁) というかたちで、純粋な「国家紙幣説」の原理的不可能性が指摘されることとなる。

このように、「不換銀行券論争」当時の貨幣・信用論研究からする不換制下の信用貨幣の把握は、「国家紙幣説」が原理的に封じられる一方、他方の「信用貨幣説」も、貨幣論次元での貨幣概念との整合性に取まりの悪さを残すこととなった。こうしたなか、小幡道昭 [2006] 「貨幣の価値継承性と多態性——流通手段と支払手段——」(『経済学論集』第72巻第1号、東京大学経済学会) では、市場像の刷新という観点から、不換制下の信用貨幣に対する原理的考察が加えられた。泉 [2012] では、消化しきれなかった部分¹⁾ もあったが、小幡 [2006] に学びつつ、解明されるべきだと考えた課題を筆者なりに提示した^{2), 3), 4)}。

しかし目を転じると、上に見た問題を易々と乗り越える、もしくは問題にならないとするかのように見受けられる学派も存在する。以下では、そうした議論がどのような組み立てになっ

- 1) 「信用貨幣は、その本質が代理問題ではなく実現問題にある」(小幡 [2006] 8頁) といわれていることの意味をもっと掘り下げてみる必要があったかもしれない。
- 2) 「信用貨幣の本源は冒頭の価値形態論に潜んでいるという結論」(小幡 [2006] 3頁) は、兌換銀行券については妥当するが、不換銀行券の出現可能性については必ずしも論じられていないのではないかと読み、商品価値の表現様式の複数性を予想した。「リンネルの価値は、ただ相対的にしか、すなわち別の商品でしか表現されえないのである」(Marx [1867] S. 63, 訳95頁) という表現様式に対して、もう一つの表現様式 (X) がありうるのであれば、そのことに基づいた不換制下の信用貨幣の存立根拠を提示できるかもしれないと考えたが、そのためには、商品価値を表現するとはどういうことであり、マルクスがなぜ「別の商品でしか表現されえないのである」と考えたのか、その意味をもっと掘り下げてみる必要がある。泉 [2012] 40-1頁でそのことに触れて次稿につなげるかたちにしてあるが、まとめあげるにはしばらく時間がかかりそうである。本ノートはその準備作業の一環である。
- 3) 表現様式の複数性といってみたわけだが、改めて、「商品価値は金銭債権のかたちで外化し自立することもある」(小幡 [2009] 47頁)、「……ある額のIOUとして外化しても……」(小幡 [2006] 20頁) といった記述に接すると、価値の「外化」(Entfremdung, alienation) と価値の「表現」(Ausdruck, expression) との異同を整理してみる必要があるかもしれない。
- 4) 不換銀行券の問題からは少しズレるが、原理論で債券市場を論じることの是非が論じられた箇所などを讀むと、不換制下の信用貨幣も同系に属する問題かとも思われる。

「外的条件を動員して発達する債券市場を、原理論で積極的に説明すべきだ、と主張していると誤解しないでほしい。債券市場は、一般の商品市場に比べて、あくまで外的条件に依存した特異な市場である。商業資本も商業信用も、原理論の本体は、個別主体の動機と行動で説明できる関係を中心に構成されている。これに対して、債券市場などは、原理的に説明しやすいのではなく、しづらい関係である。だからまた、資本主義に恒常的に形成されるとはいえない。それは外的条件が整った特殊な環境のもとで、しかも部分的に現れるにすぎない。ただひとたび、こうした関係が成立すると、それは既存の市場では手が届かなかつた、外部の資産を市場の内部に呼び込み変容させるパワーを発揮するのである」(小幡 [2009] 349-50頁 [問題148解答])。

るのかを考察し、信用貨幣論をめぐる研究状況について、貨幣の本来的概念を軸に概観してみたい。こうした作業は、マルクス経済学の原理論にとって関係のないことではなく、商品価値の内在性についての考察の必要性を再確認する意味をもつものであると考える。

Wray [2012] “Introduction”を読む—貨幣起源論の方法に注目して—

先般、レイ⁵⁾ (L. Randall Wray⁶⁾) によって、*Theories of Money and Banking* と題された2巻組の論文集が編まれて出版された⁷⁾。そこに収められている個々の論文の内容は今後勉強してみる他ないが、ケインズの経済学に由来する貨幣・金融論を提示してきた編者レイによって、異端派とされる諸学派（制度学派、ケインズ学派およびポスト・ケインズ学派、マルクス派マクロ経済学⁸⁾）の論考が、正統派（主流派）Orthodox approach に対置されるかたちで編まれている。以下ではまず、Wray (ed.) [2012] の冒頭に収められた、編者レイ自身による“Introduction” (Wray [2012]) を参照しつつ貨幣の本来的概念をめぐる研究状況を概観する。

比較方法論 comparative methodology に基づく貨幣起源論の提唱

新表券主義 (Neochartalism) の提唱者⁹⁾ としても知られる Wray [2012] の議論は、主流派の

- 5) 内藤 [2011] によれば、レイはポスト・ケインズ学派の内生的貨幣供給論を「ストラクチュアリズム」の立場から論じる研究者に分類される。ポスト・ケインズ学派の内生的貨幣供給論の来歴については、「戦後、マネタリズムが盛んになり、ケインズの理論への批判を行い始めたが、マネタリズムは外生的貨幣供給を理論の出発点に置いている。ところが、『一般理論』においても、貨幣供給は外生的であり、ポスト・ケインジアンにおいては、マネタリズム批判に際してその点が問題となった。そこで、内生的貨幣供給を中心としたマクロ理論の構築が試みられるようになり、ポスト・ケインジアンにおける1つの中心的な理論として確立している」(内藤 [2011] 4頁) とある。その内部に、「中央銀行の順応的行動、すなわち需要に応じて貨幣を供給するような貨幣供給によって貨幣の内生性を説明し、中央銀行が設定する外生的利子率を主張しているグループ」(内藤 [2011] 4頁) 【ホリゾンタリスト：カルドア、ムーアを代表とする】と、「中央銀行による完全に内生的な貨幣供給を批判し、ある程度の外生性を導入し、さらに利子率に関しても、貨幣供給量が増大するにつれて利子率が上昇するといった議論」(内藤 [2011] 4頁) を行う【ストラクチュアリスト：レイやポーリン】との間での論争があるのだという。さらにその近傍に、「フランス、イタリアにおける信用貨幣を軸に貨幣的循環を重視したマクロ経済論を展開しているグループ」(内藤 [2011] 4-5頁) 【サーキュレイショニスト】の議論があり、かなり入り組んだ研究状況にあるようである。
- 6) Professor of Economics, University of Missouri-Kansas City and Senior Scholar, Levy Economics Institute, USA
- 7) 第1巻には「貨幣と銀行業務に対する異端アプローチの展開 Development of Heterodox Approaches to Money and Banking」、第2巻には「貨幣、金融制度および政策に対する代替アプローチ Alternative Approaches to Money, Financial Institutions and Policy」という副題が付されている。第1巻第6部には、「貨幣に対するマルクスのアプローチ」という独立のパートが設けられており、4名 (David Levine, Duncan K. Foley, Riccardo Bellofiore, L. Randall Wray : → 文献Memo) の4論考が収められている。
- 8) 本文の順に、Institutionalist, Keynesian and Post Keynesian, and Marxist macroeconomists (Wray [2012] p. xvi)。
- 9) Wray (ed.) [2012] の第1巻には貨幣・信用論の基礎的考察が収められているものと思われるが、7部から成る第1巻の最終パートは「現代貨幣すなわち新表券主義アプローチ The Modern Money or Neochartalst Approach」と題されており、4名 (Abba P. Lerner, Stephanie Bell, Mathew Forstater, Alain Parguez : → 文献Memo) の5論考が収められ締め括られている。

貨幣・信用論に対して代替論を提示するという観点からなされている。そこに述べられる主流派に対する批判を思い切って2つに絞り込むとすれば、

- 1) 貨幣は取引費用を最小化するための交換手段として創り出されたのではない
- 2) 銀行準備をコントロールすれば信用創造をコントロールできるという因果関係はない

ということになると思われる。以下では、とりわけ 1) に焦点を絞って、どのような議論が提示されているのかを見る。

Wray [2012] はまず、サミュエルソン (Paul A. Samuelson) の *Economics, 9th edition* からの引用を抄録して、Orthodox approach の代表例としている。

サミュエルソンによれば、人類は、自分の財を他人の財と交換することで暮らし向きが良くなることを理解した2人の猿人に感謝しなければならない。なぜならば、そのことによって人々は、器用貧乏とならざるをえない自給自足生活を脱することができるようになったからである。しかし、物々交換は明らかに不便であるために、太古から人々は、財を貨幣に対して売り、貨幣で財を買った。一見すると、物々交換 (財₁—財₂) は一つの取引であるのに対して、売って (財₁—貨幣)・買う (貨幣—財₂) は二つの取引であるため、事態が複雑化されているように見えるかもしれないが、そんなことはない。物々交換の際に必要な欲求の二重の一致はめったに起きそうにないからだ。貨幣は経済生活を単純化するのだという (Samuelson [1973] pp. 274-5, 訳450-1頁)。

さらにサミュエルソンは、「いま、かりに論理的な線に沿って歴史を書きあげるとすれば、物々交換の時代におのずから商品貨幣の時代が続くこととなる」(Samuelson [1973] p. 275, 訳451頁)として、貨幣の歴史的諸段階を提示する。すなわち、様々な物品が交換手段の役割を果たす商品貨幣 (Commodity money) の段階、交換手段としての貨幣の本質的な性質が具現される紙幣 (Paper money) の段階¹⁰⁾、そして銀行貨幣 (Bank money: より具体的には預金通貨 bank checking deposit) の段階である (Samuelson [1973] pp. 276-7, 訳451-4頁)。こうした諸段階の提示は、計算単位としての機能を残すだけの貨幣の未来像が展望されていることも考え合わせると、貨幣が次第に感覚器官を通した知覚性を希薄化していくことの指摘として読むこともできるように思われる。

ともあれ、以上をまとめてサミュエルソンは、「貨幣は近代的な交換手段であり、物価や負債がそれによって表現されるところの標準単位である」(Samuelson [1973] p. 277, 訳454頁) という定義を提示する。

こうした、【過去】自給自足 — (交換の修得) → 物々交換 — (貨幣による媒介) → 商品交換

10) 紙幣を論じる箇所において、「貨幣は人為的、社会的な約束ごとのようなものである。Money is an artificial, social convention.」という一文が見られる。その含意は、「貨幣は受認されるから受認される。Money is accepted because it is accepted.」という点にあるようである。たとえ本来的に無用のモノであっても、そのモノが貨幣として用いられるようになると、すべての人がそのモノを価値あるモノと考えるようになるといわれている (Samuelson [1973] p. 276, 訳452頁)。

【現在】という Orthodox approach を、レイは、「取引費用を最小化するために貨幣は創られた」（Wray [2012] p. xiv）とする貨幣理解と整理して、その「仮説的・論理的」方法による貨幣起源論の普遍主義を批判する。この普遍主義をレイは、歴史的・制度的細部を削ぎ落す「形式主義的方法論 the formalist methodology」（Wray [2012] p. xv）とも呼んでおり、こうした方法に基づいて諸社会に存在する、もしくは存在するはずの共通項を取り出して再構成された社会像ならば、さぞやあらゆる社会に適用可能であろうと、おそらくは皮肉交じりに述べている¹¹⁾（Wray [2012] pp. xiv-xv）。

そして、これに対して向こうを張ってきたのが「実在主義的方法論 the substantivist methodology」に基づく異端派経済学者 Heterodox economists とされる。先に触れたように、Wray [2012] は異端派としていくつかの学派を挙げているが、その中から制度学派を特に取り上げて、「形式主義」に対する「実在主義」の意味を説明する。すなわち、「形式主義的方法論」（主流派）は、各社会の歴史的・制度的細部を削ぎ落すことで普遍的な経済を提示するかもしれない。しかし、「制度学派はそうはせず、経済学は、人間同士および人間と自然との間の制度化（慣行化）された相互作用の研究に関係すると主張する¹²⁾」（Wray [2012] p. xv）。また、「実在主義」にとって問題となるのは、「形式主義」が焦点を絞る選択ではなく、生産と分配にあり、それらはそれぞれの文化や時代とともに変化するものであるため、「比較方法論 comparative methodology¹³⁾」が有効であること、さらにこの方法は、貨幣についての主流派の物語 orthodox story に対して有力な批判になりうることもされる。

11) いくつかの論点が束ねられており必ずしも明解に整理できないが、形式主義的方法論に基づく経済学においては、

- ① 経済主体は希少な資源と無限の欲求に直面している
- ② 経済主体の自然性向の発現が妨げられなければ、あらゆる社会は交換に基づいて営まれる
- ③ ②であるとすれば、そうした交換は自己利益の計算に基づいて選択されるはずだ

といった観点から貨幣の起源が再構成されており、それは承服しかねるということなのであろう（Wray [2012] pp. xvi-xv）。

12) Institutionalists instead argue that economics has to do with a study of the institutionalized interactions among humans and between humans and nature.

13) Wray [2012] では、その具体的な研究として、諸文化全域にわたっての差異を扱う比較人類学、そして、社会内部および諸社会にわたる制度配列の時系列的進化を扱う比較歴史学が紹介されている。一見すると、比較という方法によって差異に注目するといわれるのだから、それぞれの文化なり歴史の〈違い〉を浮き彫りにすることに主眼を置くのかと合点したくなる。しかし、そうではないのだという。比較という方法は、「異なった諸社会の『創造力』を分析および分離する 'analyze and isolate the "originality" of different societies'」ためなのだといわれる。つまり、〈比較〉によって、「歴史的発展の発生原因 the causes of germination of a historical development」（Wray [2012] p. xv）を突き止めるのであり、「『一般的な現象にはそれと同時に一般的な根拠がなければならない』 'general phenomenon must have equally general causes'」というブロック（Marc Bloch → 文献Memo）の言葉が引用されている（Wray [2012] p. xv）。

なお、「比較方法論」の経済学への移入は、総体としての社会という織物のなかに経済が編み込まれているため、その識別は困難であるとされている。しかし、資本主義経済は、社会への編み込まれ方が他の経済よりも緩いので、資本主義経済の理解を進展させることができるならば、比較という方法を用いて資本主義以前の経済理解を進展させ、さらに資本主義の理解を深めることができるとされている（Wray [2012] p. xvi）。各『原論』の冒頭部分で論じられる事柄に通じる論点であろう。

旧社会の経済現象から被る拘束性を所与とすれば、資本主義社会において貨幣とは何なのかおよび貨幣は何をなすかを理解することが、この方法にとって必須である。次いでこの理解が、どのような諸タイプの前資本主義社会が貨幣を用いたのか、そして、そうした諸社会ではどのような貨幣が用いられたのかを識別できるようにするために、前資本主義諸社会での機能と対比されなければならない。このことを理解することが、貨幣の起源についての洗練された思索にとって必須である¹⁴⁾。(Wray [2012] p. xvi)

いわんとされているのは、現前する社会が、それ以前の諸社会からの影響を免れえないのだとすれば、まず現前する社会における分析対象（この場合は貨幣）のあり方の理解から始めなければならない、そしてそうした理解を、旧社会における分析対象のあり方と比較することで、現前する社会における分析対象の理解を深めることができるということであろうとひとまず読んでみる。また、貨幣の発明はおそらく筆記の発明以前になされており、「貨幣史は『時の彼方に紛れてしまう』」(Wray [2012] p. xiii) といった指摘を勘案するならば、現代人が仮構する合理的経済主体を太古の時代に派遣して、交換手段としての貨幣を創り出させる「再構成」などもってのほかとされているのもあろう。

いずれにしても、レイは、「異端派経済学が用いる比較アプローチは、資本主義経済において貨幣が果たす役割を理解することから始めるのであり、それは、制度学派、ケインズ学派およびポスト・ケインズ学派、マルクス派マクロ経済学の幅広い領域で進展させられた分析に基づく本質的特徴を共有するものである¹⁵⁾」(Wray [2012] p. xvi) とする。これにさらに、比較人類学および比較歴史学による前資本主義社会の理解を援用することで、貨幣の起源を論理的に再構成するのだといわれる (Wray [2012] p. xvi)。

計算貨幣と貨幣表示される資産

以上の方法に基づいて前進すると宣言するレイは、まず貨幣の定義を行わなければならないと述べる。けだし、資本主義における貨幣の理解 → 資本主義以前の貨幣との比較 → 資本主義における貨幣の理解を深化 → …… という方法からすれば、出発点となる「貨幣の理解」が提示されて然るべきであろう。とはいえ、そこには読解を迷わせる「定義」がなされてもいる。

先へと進む前に、貨幣が定義されなければならない。この方法では、展性、耐久性、

14) Given the embedded nature of economic phenomena in prior societies, an understanding of what money is *and* what it does in capitalist societies is essential to this approach. This can then be contrasted with the functioning of pre-capitalist societies in order to allow identification of which types of pre-capitalist society would use money, and what money would be used for in these societies. This understanding is essential for informed speculation on the origins of money.

15) ...the comparative approach used by heterodox economists begins with an understanding of the role of money plays in capitalist economies, which shares essential features with analyses developed by a wide range of Institutional, Keynesian and Post-Keynesian, and Marxist macroeconomists.

可搬性といった固有の物理的な「特徴」によっては、また、取引媒体、支払手段、等々といった機能によっても貨幣は同定されえない。むしろ貨幣は、経済全体に対する影響という観点から定義されるのである。貨幣は計算単位と同定されるのであり、それはあらゆる貨幣経済における価値の社会的尺度となる。貨幣とは、抽象的な「尺度単位」なのである¹⁶⁾。(Wray [2012] p. xvii)

見られるように、貨幣が「抽象的な『尺度単位』」と定義されている。そして、この定義を出発点として、貨幣の起源の論理的再構成を行うといわれるのであるが、果たしてこの定義が、資本主義における貨幣の理解に由来するのか、それともあらゆる貨幣を包含する一般的な定義として提示されているのかは必ずしも明らかではない。引用文の限りでは、後者の観点から提示されていると読めなくもないが、そうであるとする、資本主義における貨幣の理解から出発するという方法論とは食い違うことになる。というのも、少なくともこの引用文よりも前の部分で、資本主義における貨幣の積極的な説明がなされている形跡は認められないからである。そこまで述べられていることは、Orthodox approachではなくComparative approachで行くということである。しかし、単にあらかじめ結論が提示されているだけだと読むべきなのかもしれない、解釈に迷うところではあるが、ここではさしあたりそういうものとして読んでみる。

その上でレイは、以下の指摘を行う。

尺度単位としての貨幣と、計算貨幣で表示される諸資産とを区別することが必要である。それゆえ、銀行預金は貨幣ではないが、社会的な計算単位すなわち貨幣（米国であればドル）で表示される資産である。同様に、貨幣と、計算単位で表示される諸資産が果たす機能とを区別する必要がある。すなわち、貨幣とは貨幣がなすことではないのである。貨幣表示される一部の諸資産は交換媒体や支払手段として機能する。これら諸機能は概して貨幣表示される特定の諸資産によって果たされるのだが、このことは、そのように機能する特定の資産を貨幣とするものではない¹⁷⁾。(Wray [2012] p. xvii)

16) Before proceeding, however, money should be defined. In this approach, money cannot be identified by its peculiar individual, physical 'characteristics' (malleable, durable, transportable), or by its functions (transactions medium, means of payment, and so on). Rather money is defined with respect to the operation of the economy as a whole. Money is identified as a unit of account; it becomes the social measure of value in all *monetary* economies. It is an abstract 'measuring unit'.

17) It is necessary to distinguish between money as a measuring unit and those assets denominated in the money of account. Thus, bank deposits are not money, but are denominated in the social unit of account—that is, money (the dollar in the US). Similarly, it is necessary to distinguish between money and those various functions performed by assets denominated in the unit of account: money is not what money does. Some money-denominated assets function as media of exchange or means of payment. While these functions are typically fulfilled by certain money-denominated assets, this does not make any particular asset that so functions money.

「抽象的な『尺度単位』」と定義される貨幣と、その単位によって表示される資産の果たす役割とを峻別すべきことがいわれている。流通手段や支払手段といった諸機能は、貨幣表示された資産によって果たされる。しかし、そうした諸機能を果たす資産が貨幣なのではない。あくまでも貨幣とは、それら諸資産を同質のものとして計算せしめる「抽象的な『尺度単位』」であることが強調された文章と読んでみることができるだろう。

こうした計算貨幣の第一義性は、たとえばステュアート (James Steuart) が、「貨幣というものは、厳密かつ学問的にいえば、すでに述べたように、同等の部分からなる観念的度量標準である¹⁸⁾」(Steuart [1767] p. 217, 訳8頁)というかたちで、またケインズ (John Maynard Keynes) も、「計算貨幣、すなわちそれによって債務や価格や一般的購買力を表示するものは、貨幣理論の本源的概念である¹⁹⁾」(Keynes [1930] p. 3, 訳3頁)というかたちで、その重要性を指摘してきた事柄である。筆者自身は、ステュアートの計算貨幣論に対するマルクスの評価に学ぶ中で²⁰⁾、説明の仕方は未だ思案中ではあるけれど、要するに計算貨幣とは商品価値のことを指しているのではないだろうかと考えるようになってきた。もとよりそれは直感の域を出るものではない。このため、順を追って詰めて考えてみた場合には誤りであるということはある。ただ、説明したい事柄は、計算貨幣が原論体系の中でどのような位置を取り、それが不換制下の信用貨幣とどのように関係するかという点にある。ともあれ、引き続きこの問題は筆者の側でももう少し考えてみることにして、以下では、上に見た議論を念頭に置きながら、レイが参考に行っていると思われるケインズによる「貨幣の分類」の端緒部分を若干ながら見てみたい。

ケインズによる「貨幣の分類」

次頁のツリー上の系統図部分は、1930年にケインズが、『貨幣論 I 貨幣の純粹理論』第1編「貨幣の性質」第1章「貨幣の分類」の「四 貨幣の形態」と「五 流通貨幣」とで提示した分類を、一つにまとめてみたものである。見られるように、そこには、「本源的概念」とされる計算貨幣から「本来の貨幣」と「債務の承認」が分岐し、それぞれに「国家貨幣」と「銀行貨幣」とが対応する。

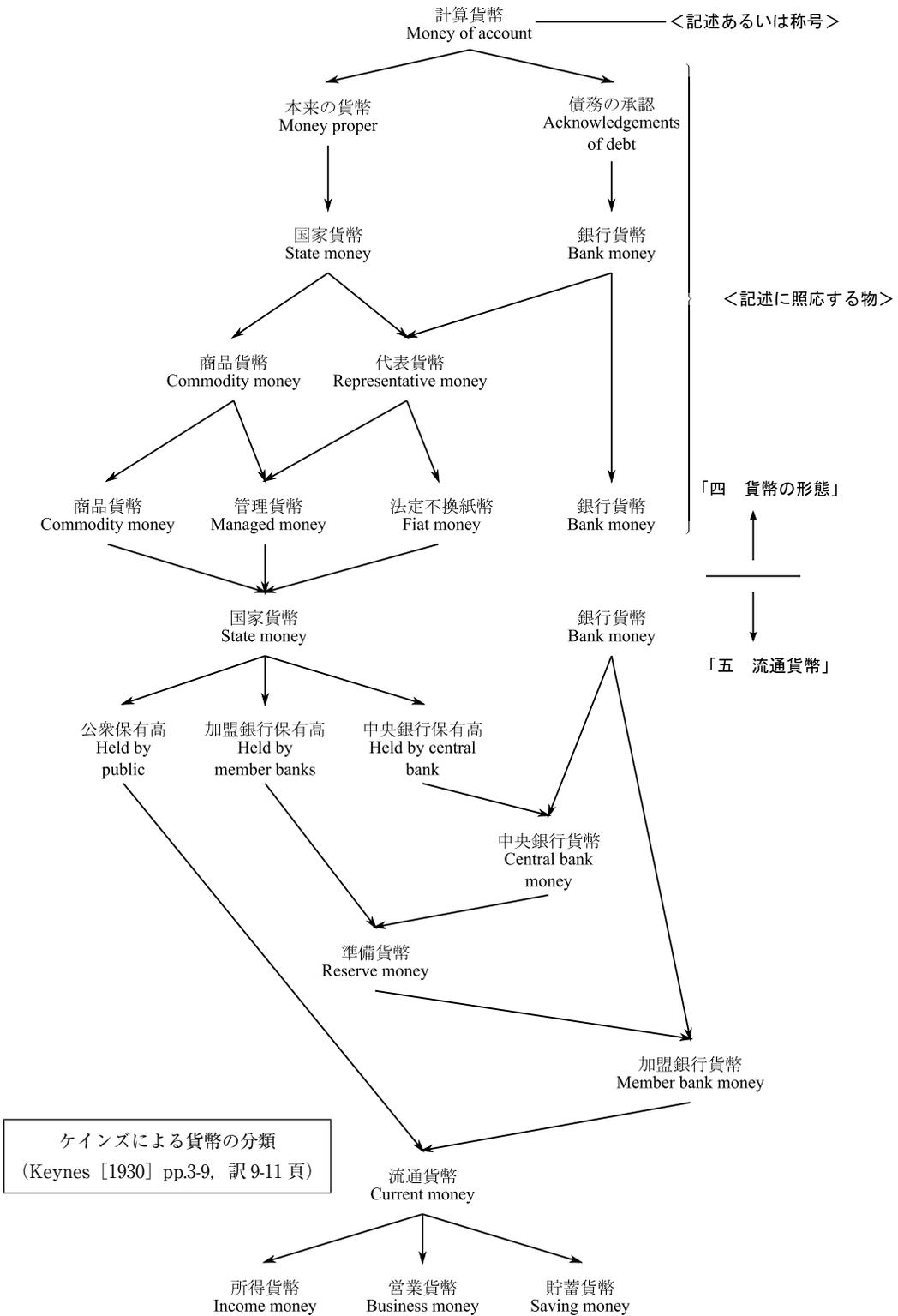
この系統図を讀解していく際の鍵は、同様の趣旨がレイによって述べられていることを上で見たが、「貨幣と計算貨幣との区別は、計算貨幣は記述あるいは称号であり、貨幣はその記述に照応する物であるといえ、おそらく明らかにしうるであろう」(Keynes [1930] p.3, 訳4頁)という点にあるものと思われる。ただ、ケインズの系統図では、「厳密な意味での」とか「本来の」とかを意味する *proper* が、「記述に照応する物」のレベルに充てられており、ともすれば、感覚器官を通して知覚される「物」の方こそが真正なる貨幣として扱われているようにも読める。も

18) Money, strictly and philosophically speaking, is, as has been said, an ideal scale of equal parts.

19) Money of account, namely that in which debts and prices and general purchasing power are expressed, is the primary concept of a theory of money.

20) 泉 [2009a].

貨幣の本源的概念についての覚書



もちろん、ケインズが意味を持たせて用いる言葉の対応関係を云々するのは論外であることは承知しつつも、筆者の問題関心を率直に提示してみれば、〈計算貨幣＝本来の貨幣〉という図式を考えてみた場合に、貨幣・信用論はどのように構成されるだろうかということになる。

以下、レイの議論を途中で挟んで、若干ながらケインズの議論を追跡してみる。とはいえ、基本的にはケインズの考える「本来の貨幣」の本来性とは、「……契約と付け値とに言及することによって、既にわれわれはそれらを履行させることのできる法律あるいは慣習を導入している。すなわちわれわれは、国家あるいは社会 the community を導入しているのである」(Keynes [1930] p. 4, 訳4頁)ということを強調して、国家なり社会なりの布告に基づいた、「……計算貨幣に照応しその引渡しによって契約あるいは債務を履行する本来の貨幣」(Keynes [1930] p. 5, 訳6頁)という点にある。

そしてこれに対比させるかたちで、銀行貨幣——それは「……単に計算貨幣で表示される私的な債務の承認にすぎないのであって、それは人びとの手から手へと渡されることにより、取引の決済のために本来の貨幣と交互に並んで使用される」(Keynes [1930] p. 5, 訳6頁)——が配置されているのであり、ケインズの用いる *proper* という用語に曖昧な点はない。しかし、ケインズの用語法とは別に、「本源的概念 the primary concept」として位置付けられた計算貨幣と、「本来の貨幣 money proper」との関係筆者は考えてみたくなるのである。まずは、この点に関するレイの議論を追跡しておきたい。

レイの貨幣起源論

レイは、互酬なり再分配なりの規則に基づく原始的「交換」が行われていた時代に目を向けて、諸家²¹⁾の研究成果によりながら、そうした「交換」のそもそもの目的が、共同体間の関係をより親密にするためであったり、富を平等にするためのものであったことを指摘する。また、原始(非貨幣)社会においても「貸付」は存在したが、

- ① 「貸し手」の贈り物を「借り手」に強制的に受領させることをもって常に開始された
- ② その主な目的は、そうした「貸付」を通して名声を得るためであった
- ③ 「貸付」に対する「返済」は互酬および再分配の社会規範によって常に定められていた

ことを挙げる。そして、こうした時代の「貸付」は、互酬および再分配に基づく原始的「交換」と同じ事柄であると指摘する。つまりそうした社会では、個人による自己利益追求行動が顔を出す余地はないのであり、したがって、原始的物々交換は「貨幣なき」市場交換ではなく、原始的「貨幣」も交換過程における取引費用の削減から生じたのではないとする(Wray [2012] pp.

21) ポランニー (Karl Polanyi), マリノフスキー (Bronislaw Malinowski), ハイน์ゾーン&シュタイガー (Gunnar Heinsohn and Otto Steiger), ダルトン (Gerge Dalton) など。

xvii-xix)。では、貨幣の起源をレイは何に求めるのか。

レイは、ハインゾーン&シュタイガーの諸論考（：→ 文献Memo）を紹介して、私的所有の発達、各世帯をしてその物質的欲求の個人的充足を余儀なくさせたこと。そのことは、互酬や再分配によって社会的に請け負われてきた最低限の生活を消失させ、「実存的不確実性 existential uncertainty」を引き起こしたことに注目する。これに対処する保険は、最低限の必要を超える生産物を生産し保有するという個人的防衛であった。しかし、そうすることのできなかった「人々の生存は、それゆえ、他者から生活手段を借りられることに依存する²²⁾」(Wray [2012] p. xx) こととなり、【借り手】はその代償に「賦役 debt bondage」を受け入れて自らの生存を確保したのだという。こうした生活手段の【貸し借り】がなされている間、【貸し手】は自らの余剰を【貸し】た見返りとして、【借り手】の生命を顧みることなく労働の提供を求めることができた。しかし、「賦役」が無効化される場合²³⁾には、余剰を【貸し】た【貸し手】のほうが生存の危機に瀕することとなった。こうしたリスクが、貸付において利子²⁴⁾を生じさせることになったのだという (Wray [2012] pp. xix-xx)。

たとえば、現在の1ブッシェルの小麦貸付は、翌年の終わりに2ブッシェルで返済されなければならないのである。また一方、様々な貸付が拡張するにつれて、そして諸返済条件が標準化するにつれて、返済は標準形式——計算単位すなわち「計算貨幣」で表示された——を必要としたことだろう。最初の計算貨幣は小麦単位であった。神殿は計算単位を標準化する役割を担ったようである。債権者と債務者は私的契約の中立的証人および執行者を必要とした。このサービスの見返りとして、神殿は貸付利子の一部を受け取ったことだろう²⁵⁾。(Wray [2012] p. xx)

さらには、こうした手数料や税を神殿が現物で受け取ると多大な持越費用がかかったこと、その費用を削減するために神殿は、標準化された小麦計算単位を発達させたこと。そうした発達は、貸付けられた「現物」の自然的繁殖力と返済とを必ずしも結び付けないこととなり、たとえば「牛

22) Their existence thus depends on being able to borrow means of subsistence from other individuals.

23) レイはその例として、Heinsohn and Steiger [1984] によりつつ、およそ紀元前600年にソロン統治下のアテナイで行われた賦役の無効化を挙げている (Wray [2012] p. xxxix, note 15)。

24) 端緒的には、貸付は「現物 in-kind」のかたちでなされおり、多くの場合利子は、貸付けられた「現物」の自然的繁殖力 natural fecundity から支払われたのだという (Wray [2012] p. xx)。

25) For example, the loan of a bushel of wheat today can be repaid with two bushels at the end of next year. However, as the types of loan expanded, and as the terms of repayment became standardized, repayment would take a standard form—denominated in a unit of account, of a 'money of account'. The first money of account was a wheat unit. Temples seem to have played a role in standardizing the unit of account. The creditor and debtor required a neutral witness to, and enforcer of, private contracts. In return for this service, the temple would receive a portion of the interest on loans.

の貸付が小麦で返済される²⁶⁾」といったように、【借り手】と【貸し手】の双方に好都合をもたらしたのだという (Wray [2012] p. xx)。

このようにして、最初の小麦計算貨幣は支払手段としての役割を果たすようになり、多様なかたちの返済（牛の貸付が小麦で返済される）が可能になったのである。単位重量の不変性のために、後に大麦粒が代用された。もちろん、大麦でもかなりの取引費用および保管費用を伴う。後に神殿が、債権者のために（債務者の支払を保持することによって）倉庫としての役割を果たし始めると、取引費用は、大麦を引き出すための型打ちした金属で代用することで削減されたかもしれない。保管費用は、神殿が、納税や私的契約の証人サービスに対する手数料を、型打ちした金属で受領すれば削減された。偽造者に対処するために、神殿は結局、型打ちした貴金属に変更した²⁷⁾。(Wray [2012] pp. xx-xxi)

このようにレイは、ハインゾーン&シュタイガーの議論を紹介する。いわんとされているのは、私的所有の出現に伴って個人間での取引が行われるようになり、そのことが計算貨幣を出現せしめたという貨幣起源＝私的所有説なのであろう。「彼らは、信用貨幣は商品貨幣（金鑄貨）に先行し、かつ、貨幣の計算単位機能は、交換手段および支払手段機能に先行すると主張する²⁸⁾」(Wray [2012] p. xxi) と、私的所有説を肯定的に評価してレイは次のように述べる。

それゆえ貨幣の起源は、物々交換に基づく仮説化された交換社会には存在しないのである。そうではなくて、貨幣は計算単位として、すなわち債務が記述される言葉として発達するのである。「計算貨幣は、債務とともに現われる……本来の貨幣は、この言葉

26) a cow loan is repaid with wheat という例 (Wray [2012] p. xx) が挙げられているが、小麦を後払いにして牛を買ったといえるようにも思われる (小幡 [2009] 73-5頁, 300-3頁 [問題49-52 解答] を参照)。

27) Thus, the original wheat money of account began to serve as the means of payment and thus allowed repayment to take many forms (a cow loan is repaid with wheat). The barley grain was later substituted because of its invariable unit weight. Of course, even barley grains entail large transactions and storage costs. After temples began to act as depositories for creditors (by holding for them the payments of debtors), transactions costs could be reduced by substituting stamped metal for barley on withdrawal. Storage costs were reduced when the temple accepted the stamped metal in payment of tribute or fees for its services as witness in private contracts. In order to deal with counterfeiters, temples eventually switched to stamped precious metals.

28) ...they argue that credit money pre-dates commodity money (gold coin), and that the unit of account function of money pre-dates both the medium of exchange and the means of payment functions.

の完全な意味内容からいって、ただ計算貨幣とのかかわりでしか存在することはできない」(Keynes, 1971, p. 3)²⁹⁾。

(Wray [2012] p. xxi)

前半部分のレイ自身の言説が、後半部分のケインズの引用によって補強されるかたちの文章であると読んでよいだろう。第1文では、私的所有説の説明を受けて、Orthodox approach の過誤が歴史的に指摘されている。第2文では自説が提示されており、第3文はケインズの文章の抄録となっている。ちなみにレイが引用に用いる (Keynes, 1971) は、本ノートで Keynes [1930] と表記する文献と同一のものであるが、ここで全体としていわれているのは、現在までの諸研究成果に基づくと、貨幣の歴史的起源は債務を計算するために発達した単位に求められるということであろう。

問題は、仮に史実としてそうであったとしても、資本主義における貨幣の理解を深める際に、そうした知見をどのようなかたちで再構成していくかという点にある。筆者による「比較方法論」の曲解かもしれないが、見ようによっては、レイが批判する Orthodox approach 〈貨幣の起源は取引費用の最小化〉は、前資本主義社会の知見を通していわば一巡して、〈貨幣の起源は債務の計算単位〉というかたちに深められ螺旋階段を一階分昇降したといえなくもない。そのように見てみると、二巡目の出発点となるはずの〈資本主義における貨幣の理解〉をどのように組み立てるかという問題は、改めて考えられてもよいはずである³⁰⁾。現在の原理論研究では、こうした問題の解明に向けた取り組みが始められており、そこから筆者なりに学んできているわけでもある。とはいえ、問題をそこまで押し広げる準備作業として、まず、上の引用文に抄録されたケインズの地の文章を見ておきたい。

29) The origins of money are not to be found, then, in a hypothesized exchange society based on barter. Instead, money develops as unit of account, or as the terms in which debts are written: 'A money of account comes into existence along with debts... Money proper in the full sense of the term can only exist in relation to a money of account' (Keynes, 1971, p. 3).

30) この点について Wray [2012] の見解は、市場を財の交換所としてではなく、債権債務の手形交換所として捉えるインネス (A. Mitchell Innes: → 文献Memo) の説によりつつ組み立てられている。詳細は別途学ぶとして、その大枠を提示してみれば、議論の出発点となる経済取引を信用売買として説いてその相殺と決済について論じ (The Credit Theory of Money), 決済については国家論 (The State Theory of Money) で埋めるという組み立て (Credit and State Theories of Money: Modern Money Theory) になっていると思われる (Wray [2012] pp. xxv-xxix)。

このような組み立てにより、債権債務関係を表示するための共通の計算単位 (計算貨幣) は、論理展開上、必須の前提に据えられているものと見受けられる。もとより、前提とされるのであれば、なぜそうした共通の計算単位が必要となるのか? なぜ信用売買が可能なのか? という問いをレイに向けるのは御門違いとなるが、市場の基本構造を考察する原理論の端緒に信用売買の形成を組み込むことを考えてみると、小幡 [2006] によって指摘されているように、それは詰まるところ、商品価値の内在性という論点に行き付くものと思われる。そしてそこからさらに、では、商品に内在するのだといわれる価値とは何か? という問題へと連ならざるを得ないとするならば、信用貨幣の考察は価値論へと展開せざるを得ないこととなり、商品価値の内在性について考え抜くマルクスの経済学へと還っていかざるを得ないことになるとと思われる。

本来の貨幣 *money proper* をめぐって

上の引用文に抄録されたケインズの文章は、『貨幣論』(Keynes [1930]) 第1章「貨幣の分類」第1節「貨幣と計算貨幣」の第2段落第1文の前半部分と、第3段落最終文とが接合されたものである。先に結論を述べれば、レイによる抄録はおおよそ的確になされているものと考えられる。ただそこには、現代の信用貨幣の考察に取り掛かる上で、考えてみるべき論点が提示されているように思われる。

ケインズは次のように述べている。

計算貨幣 *money of account* は、繰延支払いの契約である債務および売買契約の付け値である価格表とともに現われる。このような債務と価格表とは、それらが口頭で述べられようとも、または焼いた煉瓦や紙の書類に記帳することによって記録されようとも、計算貨幣によってしか表示されえない。

貨幣それ自体 *money itself* は、債務契約および価格契約がその引渡しによって履行され、貯蓄された一般的購買力 *general purchasing power* がその形をとって保持されるものであって、その特質 *character* はその計算貨幣との関連に由来するのであるが、それは債務と価格とが、まず第一に、計算貨幣によって表示されていなくてはならないからである。ただ単に交換のその場でその便宜的な媒介物として用いられるにすぎないものが、一般的購買力を保持する手段を表わしている *represent* という限りで、貨幣としての存在に近づくこともあるであろう。しかしもしそれだけにとどまるならば、われわれはほとんど物々交換の段階から脱してはいない。本来の貨幣 *money proper* は、この言葉の完全な意味内容からいって、ただ計算貨幣とのかかわりでしか存在することはできない。(Keynes [1930] p. 3, 訳3-4頁)

ともかく読んでみると、まず1つ目の段落では、計算貨幣を用いて金銭債務と商品価格は表示されるということが述べられていると解してよいだろう。

2つ目の段落は、「貨幣それ自体」の説明から始められている。第1文の「……保持されるものであって、」までを、「貨幣それ自体」とは、それを相手に引き渡すことで金銭債務を消滅させるモノ、商品を買ったことにできるモノ、そして商品を即座に買える力を保蔵するモノであることが述べられているとひとまず読んでみる。第1文の残りの部分では、そうしたモノの性質は「計算貨幣との関連に由来する」といわれるのであるが、それがどのような「関連」であるかは必ずしも明確ではない。ただその直後に、「債務と価格とが、まず第一に、計算貨幣によって表示されていなくてはならないからである」といわれていることから推察すると、「貨幣それ自体」には、計算するのに便利な性質を持っているモノが相応しいということかとも思われる。

曖昧な解釈ながら先に進んでみると、2つ目の段落の第2文・第3文では、それを引き渡すと相手の商品を買ったことにできるモノが、商品を即座に買える力を保蔵するモノと一致する(筆者

は金 goldを連想) からといって, そうしたモノを貨幣(「本来の貨幣」と考えることはできない, ということが述べられているのだろう。なぜ流通手段および蓄蔵手段となるモノを「本来の貨幣」と考えてはならないのかといえば, そうした理解では, 「ほとんど物々交換の段階から脱してはいない」からだといわれている。どんなモノを相手に引き渡せば金銭債務を消滅させることができるかを決定する, 「国家あるいは社会」に重点を置いたケインズの貨幣理解に基づく説明といえるだろう。

そして第4文で, 「本来の貨幣」が, 金銭債務や商品価格を表示する「計算貨幣とのかかわり」でしか存在することはできない」といわれるのであるが, この限りでは, それがどのような「かかわり」なのかは判然としない。ただしこの直後に, 先に引用した「貨幣と計算貨幣との区別は, 計算貨幣は記述あるいは称号であり, 貨幣はその記述に照応する物であるといえ, おそらく明らかにしうるであろう」(Keynes [1930] p.3, 訳4頁) という第4段落第1文が続く。それらを併せて考えてみると, まず, 第4段落第1文にいわれる「貨幣」は, この第4文にいわれる「本来の貨幣」のことであると解してよいだろう。これを活かすかたちで, ケインズのいう「計算貨幣」に対する「本来の貨幣」の「かかわり」を, たとえば〈金 gold〉という「記述」に対応する, 黄色の美しい光輝を放つ耐蝕性・展性・延性に富む重い金属として知覚される「物」の関係であると暫定的に読んでみる。このように読んでみると, 2つ目の段落の冒頭部分にいわれる「貨幣それ自体」と, 最終文にいわれる「本来の貨幣」とは同じ事柄を意味することになる。つまり, レイによる抄録は, 「……および売買契約の付け値である価格表」という部分を省略した点で評価が分かれるところではあろうが, その大筋において, ケインズの議論を歪めるものではないということが分かる。

もとより, レイの抄録の的確さに感心するためにケインズの地の文章に当たったのではない。本旨は, 「計算貨幣」と「本来の貨幣」とを区別する意味を考えるとところにある。というのも, 上に見た「計算貨幣」(記述)と「本来の貨幣」(物)との「かかわり」からは, 両者を区別するケインズ的な意味での意義は見出し難いからである。

ところで, もし同じ物がつねに同じ記述に照応しているならば, この区別は何の実際的な興味も引かないであろう。しかし, もし物は変わりうるがこれに対して記述は同一のままであるならば, その場合にはこの区別は極めて重要でありうる。この違いは, イギリス国王(それは誰であってもよい)とジョージ国王との違いのようなものである。一〇年後にイギリス国王の体重に等しい重量の金を支払うという契約は, 現在ジョージ国王であるその個人の体重に等しい重量の金を支払うという契約と同じものではない。そのときになって誰がイギリス国王であるかを布告するのは, 国家の役目である。(Keynes [1930] pp. 3-4, 訳4頁)

君主制が持続する限り, 「イギリス国王」という「記述」は維持されるのだろう。しかし, その時々

に誰が「イギリス国王」であるのかは不定である。「記述」に対応する「物」に相当する個人が誰なのかを「布告する declare」のは「国家の役目」であるからだといわれる。この限りではその通りであろうと思われるし、そうした区別を示す事例も興味深い。では、このようにいわれる「記述」と「物」との関係を、「計算貨幣」と「本来の貨幣」とに当てはめてみるとどうなるだろうか。

その場合には、上に挙げられた事例はたとえば、〈10年後に、ジョージ国王のその時の体重に等しいポンド表示の貨幣（ケインズのいう「本来の貨幣」）を支払う契約〉という具合に書き換えられることになるだろう。ここでは、「ジョージ国王」その人は10年後も「イギリス国王」であると想定する。そうであるとすれば、「ジョージ国王」の現在の体重が x ポンドであることはこの契約にとってさしあたり何の関係もない。10年後の国王の体重が y ポンドであることが、この契約にとっての第一の関心事となるだろう。そして10年後に、契約に基づいて支払人は、「ポンド」という「記述」に対応する「物」を y 量だけ支払わなくてはならない。ここまで来ればおそらくあとは電車道である。

すなわち、10年間「ポンド」という「記述」は同一に保たれる。しかし、たとえば1年目に「ポンド」に対応する「物」は金であり、1ポンド=1gの金であると国家が布告したとする³¹⁾。2年目には、「ポンド」に対応する「物」は銀であり、1ポンド=5gの銀であると国家は布告する。3年目には……と続き、10年目に、「ポンド」に対応する「物」はポンドと書かれた紙であり、1ポンド=1ポンドと書かれた紙であると国家は布告する。その場合には、支払人は〈1ポンドと書かれた紙〉を y 枚だけ支払えばよい。けだし、〈そのときに何が「ポンド」であるかを布告するのは、国家の役目である〉からである。

したがって国家は、まず第一に、契約に含まれている名称もしくは記述に照応する物の支払いを強制する法の権威として現われる。しかし国家が、これに加えていかなる物がその名称に照応するかを定め、これを布告し、そしてその布告を時どき変更する権利を要求するとき——すなわち辞典を再編集する権利を要求するとき——国家は二役を演ずることになる。この権利は、すべての近代国家が要求しており、そして少なくとも約四〇〇〇年の間そのように要求し続けてきた。クナップの表券主義——貨幣はとくに国家の創造物であるという学説——が完全に実現されるのは、貨幣の発展がこの段階に到達したときである。(Keynes [1930] p.4, 訳4-5頁)

このようにケインズは、「本来の貨幣」を指定・変更する「国家」の観点から貨幣論を展開したクナップ (Georg Friedrich Knapp) の「表券主義 chartalism」に触れつつ、「表券主義的貨幣すなわち国家貨幣」(Keynes [1930] p.4, 訳5頁) という図式に基づいて、「本来の貨幣」の位置に「国家貨幣」を配置する。先に挙げた系統図を見てみると、この「国家貨幣」には、「本来の貨幣」とは区別された、「債務の承認」から発する「銀行貨幣」も、「代表貨幣」として合流し

31) ここでは簡単化のために、名目と実質との分離が生じる鑄貨の問題は度外視する。

ている。それは「国家貨幣」が、「受領」の観点から規定されていることによるのだろう。すなわち、クナップの学説が援用されて、「私は、それ自身強制的法貨である貨幣だけではなく、国家または中央銀行がそれ自身への支払いに対して受領すること、あるいは強制的法貨と交換することを保証している貨幣もまた国家貨幣に含めることにする」(Keynes [1930] p.6, footnote 1, 訳7頁)といわれるのである。

「私的な債務」と「国家の負う債務」

このように『貨幣論』のケインズにおいて「本来の貨幣」とは、「国家」に向けた支払いに充てられる「物」と考えられている。端緒的には「単に計算貨幣で表示される私的な債務の承認にすぎない」のであって、「取引の決済 settlement においてそれ自身本来の貨幣に対する便利な代替物」(Keynes [1930] p.5, 訳6頁)であるとされた「銀行貨幣」も、

もはや前述の定義にあるように私的な債務を表わすものではなく、国家の負う債務を表わすものになり、そして次に国家はその表券主義的特権を行使して、この債務それ自身 the debt itself が負債 a liability を弁済するものとして受領されるべきことを布告するであろう。このようにして、ある特定の種類の銀行貨幣が本来の貨幣——本来の貨幣の一種で、われわれが代表貨幣と呼んで差支えないもの——に転化させられる。(Keynes [1930] pp.5-6, 訳6頁)

というかたちで、「国家貨幣それ自身の一層の発展」(Keynes [1930] p.5, 訳6頁)のうちに包含されることとなる。

とはいえ、「私的な債務を表わすもの」が「国家の負う債務を表わすもの」になるとはいわれるものの、それがどのような事柄を指しているのかよく分からない部分もある。個人Aが個人Bに対して負う金銭債務額が z ポンドであり、そのことを記録した「物」が〈A債務証書〉として存在するとしよう。他方、個人Bが個人Aに対して負う金銭債務額は $2z$ ポンドであるとする。こうした2者間の債権債務関係を、「本来の貨幣」のみを用いて決済しようとするれば、個人Aから個人Bに対して z ポンドの「本来の貨幣」が、そして個人Bから個人Aに対して $2z$ ポンドの「本来の貨幣」が引き渡されなければならない。しかし、個人Bが個人Aに対して z ポンドの「本来の貨幣」を引き渡すとともに、〈A債務証書〉をも引き渡して、個人Aが個人Bに対して負う金銭債務を弁済したことにすれば、このとき〈A債務証書〉は「本来の貨幣に対する便利な代替物」としての役割を果たすことになる。

よく分からないというのは、こうした「私的な債務を表わすもの」が、なぜ「国家の負う債務を表わすものになり、」と繋げられるのかという点である。「国家貨幣」とは、「国家」に対する支払いに充てられる「物」といわれるのだから、こうした「私的な債務」でも、「国家」は自らに対する有効な支払いとして受領するということだろうか。しかし、そうした「私的な債務」を

「国家」が受け取るからといって、そのことによって「私的な債務」が「国家の負う債務」になるわけではあるまい。それは、〈A債務証書〉があくまでも個人Aの個人Bに対する「支払先を特定された債務」（小幡 [2006] 13頁）であるからというだけではない。仮に〈A債務証書〉がその持参人に支払いを行う形式のものであったとしても、その債務を個人Aが負っていることに何ら変わりはないはずだからである。つまり、〈A債務証書〉を、「国家」が有効な支払手段として受領するようになり、それが「国家貨幣」に分類されるようになろうとも、依然としてその債務は個人Aに属するままではなかろうかということである。このため、「私的な債務を表わすもの」が「国家の負う債務を表わすもの」になるといわれる意味は、この限りではよく分からない。

ただし、「国家」が受領した「私的な債務」を、再び「国家」が取引に用いると考えると事情は異なってくるかもしれない。「国家」が〈A債務証書〉の裏書人となり被裏書人に対して遡及義務を負うならば、「私的な債務」は「国家の負う債務を表わす」といえることになりそうである。その場合には、上の引用文の背後に、「国家」の受領する「私的な債務」の転々流通が想定されていることになるのだろう。しかし、白地式裏書といったことを考え始めると、「国家の負う債務を表わす」とはいえなくなりそうでもあり、はっきりしない部分は残る。

可能性としてもう一つ考えられる読み方としては、単純に、「国家」が債務証書たとえば国債を発行して借入れを行うということかとも思われる。仮にそうであるとすると、少なくともこの部分は明解に読めることとなり、その後続く「ある特定の種類の銀行貨幣が本来の貨幣——本来の貨幣の一種で、われわれが代表貨幣と呼んで差支えないもの——に転化させられる」という部分も、要するに国家の借用証が「本来の貨幣」に編入されるという意味に取ることができる。そこで、さしあたりここでは、〈私的債務裏書説〉と〈国債発行説〉の両方の可能性を念頭に置いて、直後に続く以下の文章を考えてみることにする。

しかしながら、単に債務であるにすぎなかったものが本来の貨幣になった時には、それはその性質を変えてしまっており、そしてそれはや債務と見做されるべきではないのであって、その理由は、それ自身以外の他の何かあるものをもって支払いを強制されるということが、債務の基本的性質であるからである。代表貨幣がある客観的標準物 an objective standard に依拠している場合にもなおそれを依然として債務と見做すことは、誤まった類推の切っ掛けとなるであろう。(Keynes [1930] p.6, 訳6-7頁)

まず前半部分では、〈私的債務裏書説〉もしくは〈国債発行説〉のいずれによるにしても、「国家の負う債務」は、「もはや債務と見做されるべきではない」といわれている。その理由は、先に引用した、「国家」が「その表券主義的特権を行使して、この債務それ自身が負債を弁済するものとして受領されるべきことを布告する」という点に基づくと解してよいだろう。

たとえその出自が「私的な債務」であったとしても、「国家」が「負債を弁済するものとして受領されるべきことを布告」するならば、「もはや債務と見做されるべきではない」といわれる

のである。このように力点が「布告」に置かれる以上、〈私的債務裏書説〉では問題となる、「私的な債務」が「国家の負う債務」になるのはなぜかという論点は、二義的となる。つまり、たとえ「私的な債務」であるとしても、〈金銭債務を消滅させる「物」〉であると「国家」によって「布告」されているかどうかを要点なのである。個人Aが個人Bに対して負う金銭債務を表わす〈A債務証書〉が、「国家」の「布告」に基づいて、個人Cが個人Dに対して負う金銭債務の弁済に充てられるのだとすれば、少なくとも個人Cにとって〈A債務証書〉は、自らの負う債務ではないという意味で、「債務と見做されるべきではない」といえよう。また、それを受領するDも、「国家」に対する支払いや自己の負う金銭債務の弁済に〈A債務証書〉を充てることができるのだから、やはり「債務と見做されるべきではない」ということになるだろう。

では、個人Aが個人Bに対して負う元々の金銭債務についてはどうか。それは、〈A債務証書〉として表わされているが、ケインズによれば、おそらくそれも「債務と見做されるべきではない」。上の引用文の最終文にその理由が述べられている。すなわち、〈A債務証書〉にたとえば、〈個人Aは100ポンドを個人Bへこの証書と引き換えに支払います〉と記載されており、〈100ポンド〉がたとえば金100gという「客観的標準物に依拠している場合」でも、「国家」の「布告」がなされた以上、個人Aが個人Bに対して負う金銭債務は既に弁済されていることになり、やはり「債務と見做されるべきではない」といわれるだろうからである。では、それを越えて、個人Bが個人Aに対して金100gの支払いを求められるのかどうか。この点についての法律上の解釈は、筆者には判断のつきかねる問題である³²⁾。ただケインズは、「誤った類推の切っ掛けとなる」と突っ撥ねており、この点はひとまずそういうものとして、ケインズの「貨幣の分類」における「国家」の「布告」が有する超越性を確認すべきところかとも思われる。

他方、〈国債発行説〉に基づいてこの部分を読んでみると、次項に見る「法定不換紙幣」の性格がはっきりする。すなわち、「国家」は「布告」によって、金銭債務を消滅させる「物」、商品を買ったことにできる「物」を任意に創り出せるといわれるのであろう。

ケインズの「分類」における不換銀行券の位置

ともあれこのように、ケインズの『貨幣論』の基礎が「国家」論として組み立てられていることを踏まえてみる場合、不換制下の信用貨幣、具体的には不換銀行券は、この「分類」の中のどこに位置付けられることになるだろうか。ケインズは、「国家」に対する有効な支払いとして「布告」され、強制通用力を持つ「本来の貨幣」を、「商品貨幣 commodity money」・「法定不換紙幣 fiat money」・「管理貨幣 managed money」の3つに分類していた。そしてこれとは別に、「本来の貨幣」ではなく、それゆえ強制通用力を持たない「私的な債務の承認」であるところの「銀行貨幣」を、別系統に配置していた。

そこでまず、ケインズのいう「銀行貨幣」の位置に現代の不換銀行券を位置付けることができるかどうかを考えてみる。「債務の承認」→「銀行貨幣」＝「貨幣に対する請求権 the

32) 塩野 他 [2004] 53-73頁。

transference of claims to money」(Keynes [1930] p. 20, 訳23頁) という図式に当てはめてみると、不換というかたちで「貨幣に対する請求権」は封じられているのだから、「銀行貨幣」の位置に不換銀行券を配置できそうにはない。

それよりもむしろ、「今日のたいていの銀行券および中央銀行預金さえもが、ここでは国家貨幣として分類される」(Keynes [1930] p.6, 訳7頁) という言葉を素直にとって、大枠としては「国家貨幣」と捉えるべきだろうか。確かに、現代の不換銀行券には強制通用力が付与されている。では、「国家貨幣」の3形態のうちのどこに現代の不換銀行券は収まるだろうか。

「商品貨幣」だろうか。ケインズは、「商品貨幣」を次のように定義している。

商品貨幣は、自由に獲得できる非独占的な特定の商品⁽¹⁾の現実の一定量で構成されており、その商品は貨幣の通常の諸目的のために偶然に選ばれてきたものであるが、しかしその供給は——他の全ての商品の供給と同様に——希少性と生産費とによって左右されるものである。

(1) あるいは、その商品の現実に存在する一定量に対する倉庫証券からなる。たとえばアメリカの金証券は、商品貨幣と見るのが最も適切である。

(Keynes [1930] pp.6-7, 訳8頁)

一見すると、現代の不換銀行券は「商品貨幣」ではない、ということになりそうである。もっとも単純な「商品貨幣」としては、強制通用力を付与された地金のようなものを想起すればよいだろうか。上の引用文では、「商品」のところに註が付されており、その100%の準備に基づく証券も、「商品貨幣」とされている。「記述」としての〈地金〉と、「物」としての【地金】、そして「物」としては【紙】であるけれども、【地金】との交換が保証されている【紙】であれば、「物」は違えど【紙】は【地金】であるということなのだろう。このように見てみると、「商品貨幣」の位置に不換銀行券が顔を出す余地はなさそうである。

しかし、「特定の商品」とは兌換されずとも、発行元が抱える資産〈価値〉に対応するかたちで不換銀行券は存在する。つまり、「物」は違えど価値として、【不換銀行券】は【発行元が抱える資産】であるといってよいようにも思われる。もちろんその場合には、兌換／不換の区別をどのように処理するつもりなのかという問題と、ここで付け加えた〈価値〉とはどういう意味なのかの説明されておかねばならない。ただ、これらの問題の究明を引き受けるという限りにおいて、不換銀行券＝「商品貨幣」説はあながちの外れではないと思われる。

その考察は引き続き筆者自身でも取り組むとして、では、現代の不換銀行券は、「法定不換紙幣」と捉えるのがもっとも収まりがよいのだろうか。ケインズは次のように述べている。

法定不換紙幣は、象徴的（あるいは記号）貨幣（すなわちその物的素材の固有の価値

the intrinsic value of the material substance が、その貨幣的額面価値から分離しているあるもの)であって——今日では少額の額面の場合を除いて一般には紙で作られている——、それは国家が創造し発行するものであるが、しかしそれ自身以外の何ものにも法律にもとづいて兌換されることはなく、またある客観的標準物で測って、何らかの確定した価値を持っているものでもない。(Keynes [1930] p.7, 訳8頁)

ケインズの「分類」のうち現代の不換銀行券を位置付けようとするれば、筆者などは咄嗟に、「法定不換紙幣」説と合点したくなる。確かに、製造原価20円強といわれる1万円札で1万円の金銭債務を弁済できたり、1万円の商品を買えることに注目すれば、「物的素材の固有の価値が、その貨幣的額面価値から分離している」ことを示す証左かとも思われる。また、「それ自身以外の何ものにも法律にもとづいて兌換されることはなく」という件は、不換銀行券にぴったりと適合する。

とはいえ、現代の不換銀行券は、製造原価20円強の紙の印刷物に1万円の「貨幣的額面価値」が付与されているとはいえそうにない。確かに、「物」としては【精巧な印刷物】であるとしても、それは基本的には、発行元が抱える「計算貨幣で表示される諸資産」の〈価値〉に見合うかたちの「物」である。このため不換銀行券の素材に着目して、「固有の価値」と「貨幣的額面価値」を云々するのは適当ではないだろう。仮に、「法定不換紙幣」というものが考えられるとするならば、それは、文字通り「国家」の「布告」のみに基づく〈国家紙幣〉であるはずであり、ケインズ『貨幣論』のうちには存在しうるのかもしれないが、個人間の取引における持続性について、少なくとも原理的にはありえないと封じられた範疇となる。このように見てくると、不換銀行券 = 「法定不換紙幣」説は、見かけほどには現代の不換銀行券を収めるのに適しているとはいえ、検討の余地あり、もしくは原理的に却下ということになるだろう。この点は、ケインズ『貨幣論』において、「法定不換紙幣」がなぜ存在しうるとされるのかという問題に関係してくると考えるが、残りの「管理貨幣」を先に見た後で、項を改めて取り上げてみたい。

では、最後に残る「管理貨幣」として、現代の不換銀行券を捉えるのがよいのだろうか。

管理貨幣は法定不換紙幣に類似しているが、しかし国家が、それにある客観的標準で測って確定した価値 a determinate value in terms of an objective standard をもたせるように、兌換やその他の方法でその発行条件を管理することを引き受けている点でそれとは異なっている。(Keynes [1930] p.7, 訳8頁)

まず、姿の上では「管理貨幣」≡「法定不換紙幣」といわれている。この点については、「管理貨幣と法定不換紙幣とは、それらが象徴的貨幣あるいは紙幣であって、国家の法律もしくは慣例から離れては比較的わずかな固有の価値しか持っていないか、あるいはそれを全くもっていないという点で同様である」(Keynes [1930] p.7, 訳8頁)というかたちの説明も見られる。

ただ、「しかし」と続いて、「管理貨幣」は、「兌換やその他の方法でその発行条件を管理する」

ことにより、「ある客観的標準で測って確定した価値をもたせる」のだともいわれている。これと同様の趣旨が述べられたものと考えられる、「商品貨幣と管理貨幣とは、それらがある価値の客観的標準 an objective standard of value に関わりをもつ点で同様である」(Keynes [1930] p.7, 訳8頁)という説明からは、「管理貨幣」≡「商品貨幣」という関係が想定されていることも窺えよう。

外見の姿が似ているという指摘（「管理貨幣」≡「法定不換紙幣」）はそういうものとして受け入れるとして、ここでは、「管理貨幣」≡「商品貨幣」という点について考えてみる。要点は2つあるものと思われる。1つは、「管理貨幣」は「客観的標準」で測ると「確定した価値」を有するという点であり、もう1つは、そうなるように「兌換やその他の方法でその発行条件を管理する」という点である。

ここで「客観的標準」といわれるのは、「商品貨幣」が「現実の一定量で構成されており」という定義に鑑みて、たとえば「管理貨幣」 x 単位には金 1 g と同じ「価値」があるという場合の〈金 1 g の「価値」〉に相当するものであると考えてよいだろうか。ただ、そうした「客観的標準」と一対一に対応する引換証であれば、ケインズはそれを「商品貨幣」と捉えるのだから³³⁾、それとは区別される「管理貨幣」の独自のあり方が考えられているはずである。直ちに思いつくことは、発行元が抱える「客観的標準」の総量を超えて引換証が存在するという状況であろう。そうした状況に対応するために、「兌換やその他の方法でその発行条件を管理する」といわれるのである。

ここで注目したいことは、「兌換やその他の方法で by convertibility or otherwise」というかたちで、「管理貨幣」にとって「兌換」が必須の要件とはされていない点である。言い換えれば、「管理貨幣」は「兌換」に拠らずとも、つまり引換証でなくとも「客観的標準」に対して「確定した価値をもたせる」ことができればよいと説かれている。兌換券でなくともよいとされる点で、不換銀行券に適合的かとも思われる。しかし、現代の不換銀行券にとっての「客観的標準」とは何かという問題は残されよう。少なくとも日本では、1983年4月以降、「通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は一円の整数倍とする³⁴⁾」という状況にあり、「純金ノ量目七五〇ミリグラムヲ以テ価格ノ単位ト為シ之ヲ円ト称ス³⁵⁾」といった具合に、価格単位が「客観的標準」に結び付けられている状況にはない。

では、それ以前（1971年8月～1983年4月）の日本の不換銀行券であれば「管理貨幣」といえたのだろうかと問えば、それも微妙であろう。その場合には確かに、不換銀行券に記載されている x 円は $750x$ mg の金量と読み替えられる。しかし、それをもって不換銀行券に「確定した価値をもたせる」ことだと解せば、〈貨幣の度量基準〉と〈貨幣の価値〉との混同に帰結すること

33) 「……管理当局がそれ（「管理貨幣」——引用者）に対して一〇〇パーセントの客観的標準物 objective standard を保有し、したがってそれが事実上倉庫証券である場合には商品貨幣に退化し、そして他方それがその客観的標準物を失う場合には法定不換紙幣に退化すると考えてよいであろう」(Keynes [1930] p.7, 訳9頁)。

34) 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（第二条）。

35) 貨幣法（第二条）。

になるだろう。もちろん、それ自身の「価値」が変動する「客観的標準」のその時々の変動常ならぬ「価値」と確定的な関係を有することをもって、つまり、どれほど金1gの「価値」が変動しようとも1円とは金1gの謂であるということをもって、不換銀行券には「確定した価値」があるというのであれば話は違って来るかもしれない。

その場合には、「客観的標準」の構成を工夫することで、ある程度までは「客観的標準」の「価値」の安定化は可能かもしれない³⁶⁾。とはいえ、「貨幣の価値の大きさは、原理的に不可知性を帯びているのである」(小幡 [2009] 61-2頁)という指摘のあるところでもある。

このように考えてみると、不換銀行券＝「管理貨幣」説でも躊躇せざるを得ない部分が残される。とするならば、現代の不換銀行券は、「国家」の「布告」によって強制通用力が付与されているという意味では「国家貨幣」に分類されるとしても、ケインズの提示する3形態には収まりきらない4つ目の「国家貨幣」ということになるのだろうか。ここに至るまでの考察が大き局的を外していないとするならば、考えられる一つの可能性としてそういうことになりそうである。

課題

しかし、拙速に「国家貨幣」の4つ目の形態なるものを求めるよりも、改めてケインズの「分類」の組み立て方を振り返り、不換制下の信用貨幣の原理的把握に向けた展望を考えてみたい。繰り返しになるが、ケインズの「分類」における要点は「国家」にあった。金銭債務や商品の価格が、計算貨幣で表示される点について、ケインズは次のように述べていた。

ところで、契約と付け値とに言及することによって、既にわれわれはそれらを履行させることのできる enforceable 法律あるいは慣習を導入している。すなわちわれわれは、国家あるいは社会を導入しているのである。(Keynes [1930] p.4, 訳4頁)

計算貨幣によって表示される金銭債務や商品の価格について論じることができるのは、その前提として、金銭債務を消滅させられる「物」、商品を買ったことのできる「物」についての取り決めが既になされているからだといわれる。そうした前提をケインズは、「法律あるいは慣習」と表現し、「国家あるいは社会」と言い換える。

しかし、ケインズの「分類」に対して現代の不換銀行券が示す収まりの悪さの一因は、端緒部分で導入された「法律あるいは慣習」・「国家あるいは社会」という用語に含まれる、広すぎる意味内容に由来するようにも思われるのである。もちろんケインズは、こうした用語が何を意味するのかについて、明解に述べている。1つは、「契約に含まれている名称もしくは記述に照応する物の支払いを強制する法の権威」(Keynes [1930] p.4, 訳4頁)としての「国家あるいは社会」

36) たとえば、〈【純金100mg, 純銀250mg, 純銅400mg】のセットを以て価格の単位と為し之を円と称す〉といった場合、単一商品に基づく貨幣の度量基準に比して、商品価値の「個別の変動を全体の平均に置き換える一種の保険的な効果」(小幡 [2006] 23頁)が期待できるだろう。

である。「本来の貨幣」を前提とすれば、これはたとえば、1万円の金銭債務を負っているのならば債権者に1万円を支払いなさい、1万円の商品を買うつもりならば売り手に代金として1万円を渡しなさいと迫る強制力と考えることができるだろう。確かに、こうした意味での「国家あるいは社会」が導入されていなければ、そもそも商品経済に関する考察を行うことはできまい。借りたモノは返さずともよく、欲しいモノは奪えばよいのであれば、商品や貨幣そして市場など必要ない。そうであるとすれば、このラベルでよいかどうかは検討の余地があるにしても、たとえば〈私的所有の保障〉という要因が、「国家あるいは社会」という用語に込められた1つ目の意味であると考えてもよいだろう。

そしてケインズは、「国家あるいは社会」という用語に、「いかなる物はその名称に照応するかを定め、これを布告し、そしてその布告を時どき変更する権利」(Keynes [1930] p.4, 訳4頁)という意味も含めていた。その内容はここまでの考察で見てきたとおりであり、これはケインズに倣って、「表券主義的特権 chartalist prerogative」(Keynes [1930] p.5, 訳6頁)と、さしあたりまとめてみることにする。

これらに加えてケインズはさらに、クナップの学説によりつつ、「国家あるいは社会」は、自らに対する支払いに何が有効であるのかを決定できるとしており、そのことが「国家貨幣」を判別する基準になると考えていた。その際、ある「物」を、「国家あるいは社会」が自らに対する支払いに有効であるとして受領するならば、その「物」は、個人間で行われる支払いにおいても有効としなければ、自らの決定と矛盾することとなる³⁷⁾。強制通用力の問題である。ただし、その中身をもう少し区別してみると、自らに対する支払いに何を受け取るかを決定する〈受領支払手段の決定〉と、基本的にはそれに接続せざるを得ないが、そうした決定を個人間の支払いにも適用する、固有の意味での〈強制通用力〉との2つに分けることもできるだろう。

このように分解してみると、『貨幣論』第1編第1章でケインズが用いる「国家あるいは社会」という用語のうちには、少なくとも〈私的所有の保障〉・「表券主義的特権」・〈受領支払手段の決定〉・〈強制通用力〉といった4つの意味が込められているといえる。そして、このうちの「表

37) この点についてクナップは、「国家あるいは社会」が自己の債務を「政府紙幣 Staatsnoten, State notes」(ケインズの「法定不換紙幣」に対応するものであろう)で弁済することにした場合、国家に対して公衆からなされる支払いも、政府紙幣が有効であることを認めざるを得ないとする。そしてこのことは、個人間での支払いにも波及せざるを得ないと述べている。すなわち、

「だからもし、国家が政治的必要性から、これ以降は政府紙幣で弁済すると布告するならば、法の源泉としての国家は、他の支払いについても政府紙幣で十分であることを同時に承認しなければならない。そして実際に、向心的支払(——国家に対する支払いの意)だけでなく個人間の支払いについても、争議の際には、裁判官としての国家は、政府紙幣での支払いが十分であるという判決を下さなければならない。もしそうしなければ、裁判官としての自らの一連の行動に有罪の判決が下されてしまう、つまり矛盾してしまうこととなるだろう。」

So, if from political necessity the State announces that henceforth it will pay in State notes, as fountain of law it must equally allow the State notes to suffice for other payments. And indeed not only in epicentric payments but in paracentric payments, when there is a dispute the State must decide as a judge that a payment in State notes is sufficient. If it did not, it would, as judge, be condemning its own course of action, and contradicting itself. (Knapp [1905] p. 110)

券主義的特権」にいわゆる「布告」の内容は、さらに2つに分けることもできるだろう。すなわち、「いかなる物がその名称に照応するかを定め、これを布告」する〈布告＝命名〉の部分と、「その布告を時どき変更」する〈布告＝変更〉の部分とにである。ここまで分解してみる場合には、ケインズのいう「国家あるいは社会」には、〈私的所有の保障〉・〈布告＝命名〉・〈布告＝変更〉・〈受領支払手段の決定〉・〈強制通用力〉といった、少なくとも5つの意味が含まれることになる。

問題は、こうした様々な要因が、「国家あるいは社会」という一言で括られてしまったことにより、各要因が、個別経済主体の活動に対してどのように作用するかについての考察が阻まれてきた点にあるように筆者には思われる。もちろん、ぎりぎりまで詰めて考えてみた末に、〈～は社会的に……〉といったかたちで説明するよりほかない領域はあるのかもしれない。しかし、少なくともこの部分でケインズが導入する「国家あるいは社会」は、そうとしか言い表せない性格のものではなく、その中身を仕分けられるように思われるのである。



そこで、こうした「国家あるいは社会」を改めて考えてみると、少なくとも〈私的所有の保障〉といった意味での国家なり社会は、考察の前提として導入されておかなければならないだろう。その理由は上にも述べたように、こうした前提がないとすれば、そもそも商品経済の論理が発動しないと考えられるからである。また、「統一され固定された貨幣には、固有の単位が必要となる。一般に重さや長さなどの単位を**度量基準**ないし**度量標準**という。複数の言語を公認する多言語国家でも、度量基準だけは統一した単位名を強制することが支配権確立の必須要件をなし、貨幣もこれに準じる」(小幡 [2009] 42頁)のであれば、〈布告＝命名〉のみを行うという限りにおける国家なり社会は、原理的に導入されていると考えてもよいだろう。統一された単位名が存在することは、「流通主体の経済人としての行動の便宜を促進する意味をもつ」(山口 [1985] 48頁)とも考えられるからである。

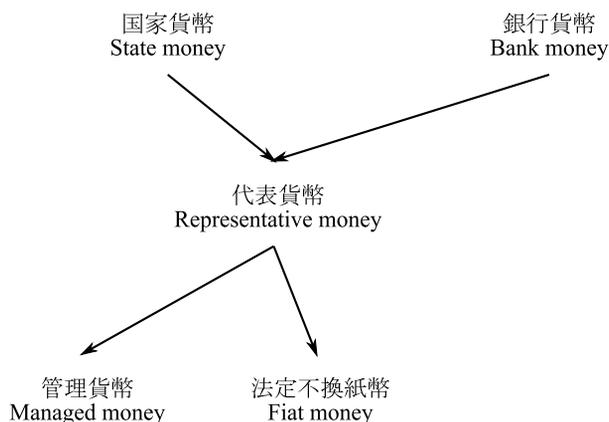
さらに、この点は微妙なところではあろうが、個別経済主体が発現させる商品経済的論理に対して最後の一押しを与え、一般的価値形態の成立を補助する限りにおける、〈受領支払手段の決定〉という意味での国家なり社会も、市場を構成する際に排除されるべきではないと筆者は考えたい。これは、拡大された価値形態と一般的価値形態との間をどのように繋ぐかという問題であるが、その一候補として検討されてよい要因ではないかと考える³⁸⁾。

38) 泉 [2009b]。

とはいえ、〈受領支払手段の決定〉は、元々、〈布告=変更〉—〈受領支払手段の決定〉—〈強制通用力〉という表券主義の回路に組み込まれているものでもあるため、その扱いが難しいことは確かである。不用意に手を出せば、あとは一路、原理的に封じられたはずの終点である純粋な「国家紙幣説」ないし「法定不換紙幣」へと続く経路になぜか乗ってしまうこととなる。

とするならば、ここでまず再確認しておくべきことは、原理的に封鎖されてすり抜けられないはずの行き止まりの先に出現してしまうかのように見える、「法定不換紙幣」の原理的不可能性の徹底である。もちろん「再確認」という通り、このこと自体は、本ノートの冒頭で見たように、現在の原理論研究の水準からするとさして目新しいことではない。しかし、純粋な「国家紙幣説」なり「法定不換紙幣」の原理的不可能性を改めて考えてみることは、不換制下の信用貨幣を原理的に把握しようとする試みが、商品価値の内在性を考えることと同値であると、筆者に自覚させるのである。

そうした眼で先に掲げたケインズの系統図を見返してみると、「国家貨幣」と「銀行貨幣」とが合流する「代表貨幣」から、一方に「管理貨幣」が、そして他方に「法定不換紙幣」が分岐するかたちとなっていることが確認できる。



冗長にはなる。しかし、ここで再度確認しておきたい事柄は、「代表貨幣」の性質である。すなわち、「国家貨幣」と「銀行貨幣」との合流先である「代表貨幣」は、両方の性質を併せ持つのか、それとも結局、「国家貨幣」なのかという点である。先の考察に従えば、〈私的債務裏書説〉・〈国債発行説〉のいずれの読み方で読んでみても、「代表貨幣」は結局、「国家貨幣」とされるのであった。それは、「代表貨幣」は「それ自身以外の他の何かあるものをもって支払いを強制」されない、つまり、「債務と見做されるべきではない」ということでもあった。そうであるならば、そうした「代表貨幣」から発する「法定不換紙幣」にも債務性はない、ということになるだろう。ゆえに極言すれば、たとえ製造原価が数円の紙券であったとしても、「国家」の「布告」がなされれば、それを優に超える数百、数千倍の「貨幣的額面価値」なるものが付与されることになる。

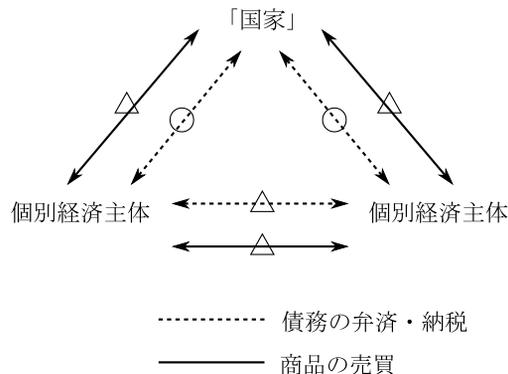
そして「法定不換紙幣」は、「国家が創造し発行する」といわれるのだから、その出発点は、「国

家」から個別経済主体に向けたものとなるのであろう。「国家」としてはそれをもって、個別経済主体に対して負う債務を弁済するか、個別経済主体から商品を買おうとするのだらう。前者の場合、個別経済主体は、受領を強制させられた「法定不換紙幣」を「国家」に対する支払いに用いればよいのだから、「国家」と個別経済主体との間で「法定不換紙幣」の授受は成立する。

しかし、後者の場合には、「国家」が「法定不換紙幣」で『買う』とやってきても、商品所有者は拒絶することができる。それでも、商品を持ちされば、そのような行為はふつう『買う』とはいわずに『奪う』という（小幡 [2009] 300頁 [問題48 解答]）ことにならう。

また、国家に対する支払い以外に、個別経済主体が「法定不換紙幣」を利用する用途も限られるだろう。たとえば、「法定不換紙幣」は定義上、信用売買に伴って生じる個別経済主体間の債権債務関係を解消できる。しかし、受領する支払手段を指定する特約を個別に設けたり、そもそも信用売買を行わない³⁹⁾といったことも考えられうる。さらには、「納税に使えるからというだけで、この紙券で他の商品所有者から、自由に商品が買える保証はない。恣意的に発行される可能性のある紙券は、ある期間抱えているには危険が大きい。さっさと納税に使って、チャラにしたいと思う。国家が直接、紙券で『買う』と迫ったときと同様、売り手は拒否するだろう」（小幡 [2009] 300頁 [問題48 解答]）という指摘のあるところでもある。これらの論点を図式化してみると、その大要は以下のように示されよう。

〈原理論から見る「法定不換紙幣」の通用範囲〉



上図に示す「△」は、仮に「法定不換紙幣」を「国家が創造し発行」したとしても、〈成立するとは限らない〉ということであり、原理的には「×」を意味する。これが、純粋な「国家紙幣説」の原理的不可能性として提示されてきた事柄であると筆者は理解する。考えてみるべき問題は、なぜそうなのかということである。「国家」が「布告」に基づいて、単なる紙券で個別経済主体の商品を『買う』と迫ったときに、なぜ個別経済主体は売るとは限らないのか。それは、売らないからだ。なぜ売らないのか。それは、売りたいくないからだと考えることができるだろう。なぜ売りたいくないのか。

39) 信用売買が封じられた場合に生じる市場の瓦解可能性については、小幡 [2006] 16-8頁を参照されたい。

このように考えてみると、そもそも〈売る〉とはどういうことか、という問題に行き当たる。〈売る〉ことで、自商品のモノとしての所有権は買い手に移る。それと同時に、売り手は、自商品の〈価値〉を実現する。売り物でありながら売らない、売りにたくないということは、自商品の〈価値〉を実現することにならないから「法定不換紙幣」には売れない、と考えることができる。それはさらに、自商品の〈価値〉は「法定不換紙幣」ではないから売らない、売りにたくない、と言ひ換えることもできるだろう。つまり、商品が〈価値〉を実現するには、「国家」の「布告」を超える何かが必要であるということがここには示唆されている。

Wray [2012] は、「国家貨幣」に分類される「代表貨幣」について、「債務と見做すことは、誤まった類推の切っ掛けとなる」としたケインズとは異なり、そもそもの「国家貨幣」を債務と捉えている。これは、先に挙げた系統図に引き付けて考えてみると、「代表貨幣」を、「債務の承認」である「銀行貨幣」の系列に位置付けるものであるといえるだろう。そのことによってレイは、「貨幣の信用理論 The Credit Theory of Money」と「貨幣の国家理論 The State Theory of Money」とを統合し、「貨幣の信用および国家理論 Credit and State Theories of Money」が提示できるのだという。本ノートでは、その本体部分の検討にまでは辿り着けなかった。レイはこれを、「現代貨幣理論 Modern Money Theory」と名付けてもおり (Wray [2012] pp. xxvii-xxix), Orthodox approach に対置させている。また、そうした統合作業の中で、インネスの学説が高く評価されている以上、さらに先へと進んでインネス説の組み立て、もう少し視野を広げていうならば、信用貨幣論研究の現況が概観されなければならない。これら諸点の考察は別稿を期すこととする。

と同時に、「計算貨幣は、繰延支払いの契約である債務および売買契約の付け値である価格表とともに現われる」とされた、「計算貨幣」の意味が併せて検討されなければならない。なぜならば、現代の不換銀行券は、その運動法則からすれば100%の〈価値〉準備に基づく紛うこと無き信用貨幣であるという直感が筆者には働いてしまうのだが、その根拠を順を追って説明しようとすれば、なぜ「計算貨幣」は必要とされるのか、なぜ「債務」や「価格表」は計算貨幣で表示されるのかが問われることになるからである。この問いに対して、マルクス経済学には、商品に〈価値〉が内在するからに他ならないという回答が既にある。この回答に基づいて不換制下の信用貨幣が原理的に把握されうるとすれば、それはもはや回答ではなく解答というべきものではないだろうか。この点を見極めたいと筆者は思うのである。

参考文献

- 泉 正樹 [2012] 「不換銀行券と商品価値の表現様式 (2) —小幡道昭の貨幣・信用論に学ぶ—」『東北学院大学 経済学論集』第178号, 11-42頁, 東北学院大学学術研究会
- 泉 正樹 [2009a] 「計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評—価値概念の観念性について—」『東北学院大学 経済学論集』第172号, 39-60頁, 東北学院大学学術研究会

- 泉 正樹 [2009b] 「純粋資本主義論における一般的価値形態の成立—市場の成り立ちに関する一試論—」『東北学院大学 経済学研究』第171号, 45-72頁, 東北学院大学学術研究会
- 小幡道昭 [2009] 『経済原論 基礎と演習』東京大学出版会
- 小幡道昭 [2008] 「純粋資本主義批判——宇野弘藏没後30年に寄せて——」『経済学論集』第74巻第1号, 東京大学出版会, 76-100頁
- 小幡道昭 [2006] 「貨幣の価値継承性と多態性——流通手段と支払手段——」『経済学論集』第72巻第1号, 東京大学経済学会, 2-29頁
- 塩野 宏 他 [2004] 「『中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会』報告書」『金融研究』第23巻法律特集号, 日本銀行金融研究所, 1-116頁
- 内藤敦之 [2011] 『内生的貨幣供給理論の再構築 ポスト・ケインズ派の貨幣・信用アプローチ』日本経済評論社
- 山口重克 [1985] 『経済原論講義』東京大学出版会
- 山口重克 [1963] 「鑄貨論の問題と貨幣論の方法」『金融機構の理論』東京大学出版会, 1984年, 所収, 185-258頁
- Keynes, John Maynard. [1930] *A Treatise on Money, Vol. 1, The Pure Theory of Money*, in *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol. V, The Macmillan Press Ltd., 小泉明・長澤惟恭 訳『貨幣論 I 貨幣の純粋理論』『ケインズ全集』第5巻, 東洋経済新報社, 1979年
- Knapp, Georg Friedrich. [1905] *Staatliche Theorie des Geldes* (引用は *The State Theory of Money*, abridged edition, translated by H. M. Lucas and J. Bonar, Macmillan and Co., Ltd., 1924 から行った)
- Marx, Karl. [1867] *Das Kapital. Band I* in *Marx-Engels Werke*, Band 23, Dietz Verlag, 1962, 岡崎次郎 訳『資本論』国民文庫, 第1分冊, 1972年
- Samuelson, Paul A. [1973] *Economics, 9th edition*, McGraw-Hill Kogakusha, Ltd., 都留重人 訳『サムエルソン 経済学 上 [原著第9版]』岩波書店, 1974年
- Steuart, James. [1767] *An Inquiry into the Principles of Political Economy*, edited by Andrew S. Skinner with Noboru Kobayashi and Hiroshi Mizuta, *Sir James Steuart's Principles of Political Economy*, Vol. 2-3, Pickering & Chatto, 1998, 小林昇 監訳/竹本洋 他訳『経済の原理—第3・第4・第5編』名古屋大学出版会, 1993年
- Wray, L. Randall. (ed.) [2012] *Theories of Money and Banking Volume I: Development of Heterodox Approaches to Money and Banking*, Edward Elgar Publishing Ltd.
- Wray, L. Randall. [2012] “Introduction”, in Randall L. Wray, (ed.) *Theories of Money and Banking Volume I: Development of Heterodox Approaches to Money and Banking*, Edward Elgar Publishing Ltd., pp. xiii-xliii

文献Memo

- Heinsohn, Gunnar. and Otto Steiger. [1984] “Marx and Keynes: private property and money” , *Monnaie et Production*, ISMEA, Vol. 1, pp. 37-71
- Heinsohn, Gunnar. and Otto Steiger. [1983] “Private property, debts and interest, or the origin of money and the rise and fall of monetary economies”, *Studi Economici*, Vol. 21, pp. 3-56
- Lerner, Abba P. [1974] “Money as a Creature of the State”, *American Economic Review*, Vol. 37, No.2, pp. 312-7
- Bell, Stephanie. [2001] “The Role of the State and the Hierarchy of Money”, *Cambridge Journal of Economics*, Vol. 25, No.2, pp. 149-63
- Bell, Stephanie. [2000] “Do Taxes and Bonds Finance Government Spending?”, *Journal of Economic Issues*, Vol. 34, No.3, pp. 603-20
- Bellofiore, Riccardo. [2004] “As if its Body were by Love Possessed”. Abstract Labour and the Monetary Circuit: a Macro-social Reading of Marx’s Labour Theory of Value”, in Richard Arena and Neri Salvadori (eds.) *Money, Credit and the Role of the State: Essays in Honour of Augusto Graziani*, Chapter 6, Ashgate Publishing Ltd., pp. 87-112
- Bloch, Marc. [1953] “Toward a comparative history of European societies”, in Frederic C. Lane and Jelle C. Riemersma (eds.) *Enterprise and Secular Change: Readings in Economic History*, George Allen and Unwin Ltd., pp. 494-521
- Foley, Duncan K. [1983] “On Marx’s Theory of Money”, *Social Concept*, Vol. 1, No. 1, May, pp. 5-19
- Forstater, Mathew [2006] “Tax-Driven Money: Additional Evidence from the History of Economic Thought, Economic History and Economic Policy”, in Mark Setterfield (ed.) *Complexity, Endogenous Money and Macroeconomic Theory: Essays in Honour of Basil Moore*, Chapter 11, Edward Elgar Publishing Ltd., pp. 202-20
- Levine, David. [1983] “Two Options for the Theory of Money”, *Social Concept*, Vol. 1, No. 1, May, pp. 20-9
- Parguez, Alain [2002] “A Monetary Theory of Public Finance”, *International Journal of Political Economy*, Vol. 32, No. 3, pp. 80-97
- Wray, L. Randall. [2004] *Credit and State Theories of Money. The Contributions of A. Mitchell Innes*, Edward Elgar Publishing Ltd.
- Wray, L. Randall. [1999] “Theories of Value and the Monetary Theory of Production”, *Levy Economics Institute Working Paper*, No. 261, pp.1-17

執筆者紹介

小沼宗一 (本学教授)

泉正樹 (本学准教授)

〔論 文〕

世代重複モデルにおける水平的租税競争と地方分権化の経済厚生分析

……………篠 崎 剛(1)
菅 原 宏 太
國 崎 稔

不換銀行券と商品価値の表現様式(2)

—小幡道昭の貨幣・信用論に学ぶ—……………泉 正 樹(11)

Roles of Educational and Health Human Capital Accumulation in Economic Growth

……………細 谷 圭(43)

〔論 文〕

「小さな政府」から「大きな政府」へ

—ニューレイバーとは何だったのか(1)……………越 智 洋 三(1)

転換期におけるコミュニティ交通の展開とその課題

——日立市塙山学区「木曜サロンカー」をめぐる地域住民と交通事業者の協働

……………齊 藤 康 則(13)

〔研究ノート〕

公共選択から立憲的政治経済学へ

—J.M.Buchananの苦悩と挑戦—……………関 谷 登(31)

東北学院大学学術研究会

会 長 星 宮 望

評 議 員 長 齋 藤 善 之
編 集 委 員 長

評 議 員

文学部 遠 藤 裕 一 (編集)

佐 藤 司 郎 (編集)

加 藤 幸 治 (編集)

経済学部 越 智 洋 三 (編集)

泉 正 樹 (会計)

佐 藤 滋 (編集)

経営学部 齋 藤 善 之 (評議員長・編集委員長)

松 岡 孝 介 (会計)

折 橋 伸 哉 (編集)

法学部 黒 田 秀 治 (庶務)

白 井 培 嗣 (編集)

木 下 淑 恵 (編集)

教養学部 鈴 木 宏 哉 (編集)

伊 藤 春 樹 (編集)

乙 藤 岳 志 (庶務)

金 菱 清 (編集)

東北学院大学経済学論集 第180号

2013年3月1日 印刷 (非売品)
2013年3月10日 発行

編集兼 齋 藤 善 之
発行人 針 生 英 一
印刷者
印刷所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社
発行所 東北学院大学学術研究会
〒980-8511
仙台市青葉区土樋 一丁目3番1号東北学院大学内

TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY ECONOMIC REVIEW

No.180

March 2013

Articles

Adam Smith in Economic Thought.....*Soichi Onuma* (1)

Notes

A Memorandum on the Primary Concept of Money.....*Masaki Izumi* (15)

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan